# 平成24年 第2回(定例)由 布 市 議 会 会 議 録(第4日) 平成24年6月19日(火曜日)

## 議事日程(第4号)

平成24年6月19日 午前10時00分開議

		平成24年6月19日 午前10時00分開議
日程第1	一般質問	
日程第2	報告第4号	平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出に
		ついて
日程第3	報告第5号	平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出に
		ついて
日程第4	報告第6号	平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
日程第5	報告第7号	平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第8号	平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第7	報告第9号	平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
日程第8	報告第10号	例月出納検査の結果に関する報告について
日程第9	報告第11号	財政援助団体等監査の結果に関する報告について
日程第10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」
日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正す
		る条例」
日程第12	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の
		一部を改正する条例」
日程第13	議案第47号	監査委員の選任について
日程第14	議案第48号	由布市個人情報保護条例の一部改正について
日程第15	議案第49号	由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第16	議案第50号	由布市農業集落排水施設条例の一部改正について
日程第17	議案第51号	由布市火災予防条例の一部改正について
日程第18	議案第52号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
日程第19	議案第53号	平成24年度由布市一般会計補正予算(第1号)
追加日程		

- 179 -

日程第1 請願・陳情について

## 本日の会議に付した事件

本日の会議に付した事件							
日程第1	一般質問						
日程第2	報告第4号	平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出に					
		ついて					
日程第3	報告第5号	平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出に					
		ついて					
日程第4	報告第6号	平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書について					
日程第5	報告第7号	平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について					
日程第6	報告第8号	平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について					
日程第7	報告第9号	平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について					
日程第8	報告第10号	例月出納検査の結果に関する報告について					
日程第9	報告第11号	財政援助団体等監査の結果に関する報告について					
日程第10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」					
日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正す					
		る条例」					
日程第12	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の					
		一部を改正する条例」					
日程第13	議案第47号	監査委員の選任について					
日程第14	議案第48号	由布市個人情報保護条例の一部改正について					
日程第15	議案第49号	由布市使用料及び手数料条例の一部改正について					
日程第16	議案第50号	由布市農業集落排水施設条例の一部改正について					
日程第17	議案第51号	由布市火災予防条例の一部改正について					
日程第18	議案第52号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について					
日程第19	議案第53号	平成24年度由布市一般会計補正予算(第1号)					
追加日程							

## 出席議員(19名)

日程第1 請願・陳情について

1番	鷲野 弘一君	2番	廣末 英德君
3番	甲斐 裕一君	4番	長谷川建策君
5番	二ノ宮健治君	6番	小林華弥子君
7番	髙橋 義孝君	8番	新井 一徳君

9番佐藤郁夫君10番佐藤友信君11番溝口泰章君12番西郡均君13番渕野けさ子君14番太田正美君16番佐藤人已君17番田中真理子君18番利光直人君20番工藤安雄君21番生野征平君

欠席議員(1名)

15番 佐藤 正君

## 欠 員(2名)

## 事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君

書記 江藤 尚人君

書記 三重野鎌太郎君

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤	奉文君	副市長	島津	義信君
教育長	清永	直孝君	総務部長	佐藤	式男君
総務課長	麻生	正義君	財政課長	梅尾	英俊君
総合政策課長	溝口	隆信君	監查·選管事務局長	衛藤	公治君
会計管理者	佐藤	忠由君	産業建設部長	工藤	敏文君
農政課長	平松	康典君	建設課長	麻生	宗俊君
水道課長	秋吉	一郎君	都市・景観推進課長	柚野	武裕君
健康福祉事務所長	衛藤	義夫君	環境商工観光部長	相馬	尊重君
環境課長	生野	重雄君	挾間振興局長	志柿	正蔵君
庄内振興局長	工藤	浩二君	湯布院振興局長	松本	文男君
湯布院地域振興課長	佐藤	眞二君	教育次長	森山	泰邦君
学校教育課長	江藤	実子君	社会教育課長	加藤	勝美君
消防長	大久伊	R一彦君	代表監査委員	佐藤	健治君

午前10時00分開議

○議長(生野 征平君) 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日 もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は19名です。佐藤正議員から、所要のため欠席届が出ております。定 足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

## 日程第1. 一般質問

○議長(生野 征平君) これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め一人1時間以内となっております。質問者、答弁者と も簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、6番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

- ○議員(6番 小林華弥子君) おはようございます。6番、小林華弥子です。
  - 一般質問も最終日になりました。きのうから台風が近づいておりまして、きょうの昼過ぎから 夕方が、こちら最接近ということで、大変心配をしておりますけれども、大きな被害が出ないこ とを祈るばかりです。
    - 一般質問、今回は3項目について質問をさせていただきます。

まず1項目め、地区別担当職員制度の導入についてお伺いをいたします。

以前より、この地区別担当職員制度の導入を私は提案をしてきましたが、その時の答弁で導入 を検討しているというふうな答弁がありました。その後、どのような検討状況なのか、進捗状況 を教えてください。

また、具体的に導入を検討している制度の中身については、どのようなものを考えていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

2点目、本庁舎方式への意向についてお伺いをいたします。

今回の一般質問で、何人かの議員が複数聞いておりますけども、さらに重ねて趣旨が被るところもありますし、ないところもありますので、重ねてお伺いをいたします。

先の3月の定例議会が閉会してから、市長は本庁舎への意向を表明しております。そもそも議会に諮ると言っていたこの本庁舎問題を、なぜ独断で決定し、議会が閉会してからという日程で発表したのか、市政における重要な施策の決定に民意を反映するプロセスをとっているとは思えませんが、その手続きはとらないのかお伺いをいたします。

それから、振興局の充実案については、先日の答弁からも今検討部会を設けているというよう

なことの説明がありましたが、この充実案の作成について棚上げされていますが、本庁舎方式への移行と振興局の充実というのは表裏一体のものだと考えます。そういう意味では、振興局案の中身ができあがっていないのに、先に本庁舎のことばかりいって本庁舎ありきで話を進めているのではないかと思われますが、そこら辺はどのようにお考えなんでしょうか。

それから、組織改革案については、前回の地域審議会の答申と今回の答申、2回答申が出されていますが、その答申を受けて、計画をどこをどのように変更したのか、具体的に教えてください。

3点目、日出生台演習場での米軍演習対策について、これは御存じのとおり前回の3月議会の一般質問で取り上げましたけれども、私の時間配分が至らなくて、聞くだけ聞いて答弁をいただく時間を設けられなかった、これは私の時間配分のミスなので、もう一度改めてここで取り上げさせていただきたいというふうに思っています。

ことしの米軍演習の初日の深夜に、米軍が武装したまま一般の県道に出てくる事件が起こりました。この事件に対する由布市及び四者協としての対応と、その後の安全対策、安全確認はどのように行ったのか、もう一度お聞かせください。

また、前回一回、担当課から答弁いただいたときには、市はこの事件のことを翌日の昼近くになって、マスコミの新聞社から知らされるまで知らなかったという驚く事実がわかりましたけれども、この有事の緊急連絡体制が全くできていないんではないかと思われます。四者協の間での連絡体制はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

そして、このような事件を起こされて、今後の米軍演習の廃止縮小を求める市の姿勢をもう一度ただしたいと思います。

またさらに、この秋、協定の見直しがされる予定だというふうに新聞報道で知りましたけれど も、今回の事件を受けて見直しをされる協定には、どのような対応を求めていくつもりか、お伺 いいたします。

再質問はこの席でいたします。よろしくお願いします。

#### 〇議長(生野 征平君) 市長。

**〇市長(首藤 奉文君)** おはようございます。心配された台風が、きょうの昼の3時ごろ、大分県の東側を通過という形でありまして、被害のないことを祈っている次第であります。

さて、6番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地区別担当職員制度についてであります。この制度は、昨年よりプロジェクトチーム を設置しまして、検討してまいりました。

この検討の中から、市民の意見を聞いて情報収集する市民相談窓口を4月から各地域振興課に 試行設置をしているところであります。 市民相談窓口では、課を指定しない電話について、相談窓口担当者が内容を聞き取った上で、 関係所管課から電話をさせるなど、電話のたらい回しの防止等も行うようにしているところであ ります。

今後は、地域に出向いて、地域の手助けを行う職員ボランティア「かっせ隊」の設立や、既に 県で行われている「かっせ隊」への登録を呼びかけることも検討しているところであります。

また、高齢化した小規模自治区に対しまして、担当職員を配置することも検討したいと考えております。

次に、本庁舎方式への移行についてでありますが、行政改革推進会議の答申、庁舎方式検討委員会の答申、市民アンケートの結果、また各地域審議会の答申等を参考にしながら、市長として 判断をさせていただきました。条例の改正等、必要な場合は、議会に提案をさせていただきます。

組織再編では、「振興局でできることは振興局で行う」を基本原則といたしまして、機能を重視した振興局をつくるために、5月8日に組織再編検討委員会を設置したところであります。また、再編内容の詳細につきましては、四つの部門会を設置いたしまして、振興局の事務文書、振興局長の権限、決裁規定の見直し、職員定数等について検討をしているところであります。

地域審議会の答申を受けた計画変更につきましては、組織再編検討委員会の中で振興局が行うべき業務と、本課が行うべき業務の検討を行っているところであります。

次に、日出生台演習場での米軍車両が県道に出てきたことについてであります。

先の第1回定例会で、その対応内容についてはお答えをしましたが、市民への安全対策といた しましては、由布市管内に所在する演習場進入ゲートの門扉の施錠確認を行うとともに、若杉自 治委員へ状況報告を行いました。

また、緊急時の連絡体制は、若杉連絡所の配置職員と、その連絡所に常駐する大分県職員との情報交換を密に行うとともに、四者協の連絡が迅速に行えるように指示をしたところであります。

日出生台演習場の米軍使用に関する協定は、本年10月31日が見直しの期限となりますことから、今回の事案を踏まえまして、地域住民の安心、安全がさらに図られるように、四社協において協議をいたしまして、国に要請をしてまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁は終わります。

- 〇議長(生野 征平君) 湯布院振興局長。
- ○湯布院振興局長(松本 文男君) 湯布院振興局長です。米軍演習対策について、状況を説明させていただきます。

最初に、先の第1回定例会で、米軍車両が県道を走行した事案が、翌11日の昼近くになって、マスコミから知らされるまで知らなかったとお答えをいたしております。

具体的には、翌11日の午前10時20分ごろ、マスコミの方から情報を得たと申し上げまし

たが、改めて後日、事実確認をいたしましたところ、当日の朝、7時42分に若杉連絡所を開所 した時点で、大分県の現地配置職員から、7時30分に九州防衛局現地対策本部から県道走行に 伴う一報を受けていたことが判明をいたしました。

若杉連絡所からの情報が速やかに湯布院庁舎に設置いたしておりました現地連絡事務所へ伝達 されなかったことは、議員御指摘のように危機意識が希薄であり、まことに遺憾であると考えて おります。また、先の定例会では正確な答弁をしておらず、改めてお詫びを申し上げますととも に、御理解を賜りたいと存じます。

その後の対応につきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、大分県職員との情報交換を密にし、迅速で安全・安心を得られる対策が講じられるように、配置職員の指導を徹底いたしました。

なお、由布市管内の演習場への出入りする主要ゲートには、九州防衛局職員や自衛隊並びに警備員が終日配置され、副ゲートは関係者専用のゲートとして利用のため、門扉は常に施錠されており、その他2カ所あるゲートも、訓練期間中は門扉を施錠されておりました。

今後の移転訓練や米軍使用に関する協定につきましては、先ほど市長の答弁のように、大分県、 玖珠町、九重町とともに十分に協議し、対応してまいりたいと思います。

以上で終わります。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) では、順次再質問をさせていただきます。

まず、地区別担当職員制度ですが、ちょっと御答弁を聞いて、私の認識していたのとちょっと 違っていたので、去年の確かに6月議会のときの答弁では、担当プロジェクトチームつくって検 討すると。で、今おっしゃった、各地域振興局に市民相談窓口を設置しているということが、地 区別担当職員制度、私はそういうイメージではなかったんですが、むしろ最後のほうに市長が言 われた、今後小規模地区なんかに担当を配置したいとか、職員が出ていくようなシステムをつく りたいと言うようなことをいわれていますが、こちらのほうの中身は、まだ具体的に決まってい ないんですか。

- 〇議長(生野 征平君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤 式男君) 総務部長です。お答えします。

昨年の6月に、私のほうからそういった答弁を申し上げたと思うんですけども、現実、そのプロジェクトの中で協議をしていく中で、何が必要なのか、何をするべきかということを協議してきました。それで、まず一番最初にすることは、まず電話のたらい回し等をやめていくことが一番大切だということで、そういった市民相談窓口をきちんと設置していこうやという話ができました。

それと、もう一つは、「かっせ隊」の関係です。やっぱり「かっせ隊」の総合政策課等を見てみますと、「かっせ隊」で出ている職員が一部の職員しか出ていないんで、これはもう職員の中でつくっていくしかないんじゃないかという話の中で、「かっせ隊」について検討をやってきました。議員が言っている自治区にどういった形で出て行けるかということも検討してきたんですけども、今、現実を見ると、例えば私たちなんかは、昔から地元に住んでいる人間というのは、地元で消防についてたり役員をやったり、お祭とかあるとやっぱり中心的にやっているというのがかなりいます。例えば私なんかになると、そういった職員になると、別に担当職員に任命しなくても、お年寄りの相談等にはのっているというのが現状なんです。ただ、職員のいない高齢化した小規模自治区に対しては、どういった配置任務ができるか、これ今からちょっと課題だというふうに考えています。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 私の思っているやり方を押しつけるつもりはないので、ぜひいろいろ検討していただきたいというふうに思うんですが、イメージとしてはそういうことなんですが、私は地区別担当職員制度といって一つではなくて、いろんなやり方、いろんなパターンがあって、そういうことを順次検討していただきたい。

例えば、一番大きなの、業務なのかボランティアなのかとか、職員が出ていくのが。で、最初、ちょっと市長の中では、職員ボランティアの「かっせ隊」だと。ただ、ボランティアで職員がどこまでやるのかというのは、それはどういう内容をやるのかとも応じて、本当にボランティアがいいのか、職務の一部としてやるのがいいのか、その待遇とか手当とか、そういうことが違ってくると思うんです。私は、今ここで自分の考えでどっちがいいとは言いませんけれども、そういう内容をもうちょっと詰める必要があるのかなと。それから、職員が担う仕事の範囲です。単なる情報収集、あるいは地域の要望なんかの伝達までなのか、あるいは本当に自治区に入り込んで、そこの事業を一緒に立ち上げたり、いろんなことをするメンバーの一員になるのかどうかとか、そういうことが、いろんなやり方がありますので、私は由布市にあったやり方をしたらいいと思います。

それから、職員が十分地元に入り込んでいて、情報が伝わってくる地区は問題がないというのは、私もそうだと思います。もっというと、問題はそういう職員がいない、今総務部長が言われたように、いない地区に、合併して役場が遠くなったとか、行政情報が届かないとか、高齢化が進んでいてなかなか自分から行政情報をとりに行けないというところに、どうきめ細やかにその行政サービスを届けるかという意味での、地域担当職員制度をうまく使えばというようなことがヒントになるんではないかと思うんです。だから、一律に決めたことをやらなくてもいいと思うので、もうちょっと柔軟に、地域を見ながら進めていただければなと思います。

その制度を導入することありきでは、私は決してないとは思います。ただ、制度というのは、 うまく使いようによって、道具なんですから、うまく使うことによって、なかなか行き届かなか った行政サービスを届けるというところを、もうちょっと具体的に検討していただきたいなと思 います。

職員が地域と一体になって、協働のまちづくりを進める。もちろん、職員の意識を高めたり自主性を高めることは重要です。だけれども、それだけではなくて、そういうものを具体的に制度として導入しておいてあげることで、それがうまく届きにくい地区に届きやすくなると。いろんなやり方がありますんで、これ引き続きぜひ検討していただいて、相談窓口だけじゃなく、特に小規模自治区に対しての行政サービスを、どううまくつなげるかという意味で、もうちょっと検討していただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤 式男君) 実は、今現在、各課の状態、議員も触れられたと思うんですけども、 今の職員が実際の自分たちの業務以外にどこまでできるかというのは、非常に大きな問題となり ました。で、今の状況の中で、各課がほとんど定数ぎりぎりの状態中で業務を行っているという のが、ことしの2月辺りのヒアリングでわかってきたんで、これからも権限移譲というのはかな り、来年の4月1日から入ってきます。こういった中で、組織再編計画の中でも職員定数の見直 しを検討していますので、それを踏まえながら検討していきたいというふうに考えています。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) お願いします。いろんなやり方は、ヒントいっぱいあります。例えば、今役場にいる職員を外に出させて、人手が足りない中というのではなくて、例えば地区によっては、OB職員の方にそういう一定の権限を嘱託として付与して、そのことについて一部そういう行政サービスを届ける部分を担っていただくとか、いろんなやり方がありますので、ぜひ研究していただきたいと、今後期待をしたいと思います。

2点目の、本庁舎方式に入ります。

多くの議員がいろいろ意見を言われていますけれども、まず、議会にかけるといったのにかけずに、議会が閉会してから本庁舎方式にします、庄内にしますと言いきったことに対して、私は議会に対して大変失礼ではないかなと思って怒っているんですけれども、何度も過去のいろんな議事録やいろんな市長の答弁を読ませていただくと、各地域審議会や、市民の意見や、それからアンケートや、いろんな意見を聞きながら自分が判断するといっていました。で、この前までは、そこの中に議会の意見もお聞きすると言っていらっしゃいました。議会の意見は具体的にどこでどのようにお聞きになられたのか。それから、今の答弁の中では、議会の意見を聞きながらという言葉が丸々抜けていましたけれども、議会としては、最初の初日の一般質問で、同僚議員言い

ましたけれども、この問題については統一見解も示されていませんし、まったく議会の中で話し合いはしていません。そういう意味では、議会としてのこの問題に対する統一した意見は一回も出していないわけです。市長は、その議会に対しての意見を求めるつもりはないんでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) この案件につきましては、大変難しい思いをしております。と同時に、前回小林議員からの質問があった点につきましては、議会が絡むというか、そういうことはないのかということで質問があったと思います。そういうことについて、議会については、部長制の変更については、議会の議決事項がありますから、議会が関係することはありますという答えをしたわけであります。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 部長制をいじれば条例事項にかかわるので、条例を改正するためには議会にかけなきゃいけないから、そのときに議会の意見が出てくるだろうという答弁だと思うんです。そういうことでしか議会に意見を聞かないのかということを聞きたいんです。条例をいじる、いじらないではなくて、組織の抜本改正をしようと、由布市の行政組織をどんなふうにつくりかえようかと、長年かけていろいろ、いろんな人の意見を聞くと言っているときに、議案事項とするかしないかというようなことを言っているんではなくて、議会全体の意見というものを市長は求める気があるのかないのかということを聞きたいんですが。
- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 今回、この件につきましては、私自身がこれまで何年間かけて市民の声や、いろんな検討委員会等々の意見を聞いて、そして市民の声として私は判断をしてきましたので、今後また議会の皆さん方の、もし意見があればどんどん聞かせていただいて、組織再編の計画の中に入れていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(生野 **征平君**) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 市長は、市民の声は聞くけど、議会は自分があったら言ってくれれば聞くというようなお返事でした。そのことについて、いいか悪いか私は言いません。百歩譲れば、私、市長の対応正しいと思うんです。これちょっと乱暴な話ですけれども、二元代表制の中で、市長は、市民から直接選挙で選ばれている市民の代表者です。議会から選ばれているわけではありません。議院内閣制ではないですから。そういう意味では、議会の意見聞かなくていいんです。市長が責任を持っているのは市民ですから、市民に直接市長は意見を求めて、その意見を求めた市民に対する責任を果たせばいいんで、議会は議会で、議会が選ばれている市民に対して責任を持つので、市長が議会の意見を聞かなければならないという義務はないんです、確か。だけれども、二元代表制の中で両輪としてやっていくときに、議会の意思と首長の意思が違った

ときに、どうするかということのために、議会の意思を確認をしておくというのは、最低限の市 長としてのとるべきプロセスの一つだと思いますが、そこまで確認しなくても、市長は自分の意 向で突っ走るんだということであれば、それはどうぞということになって、議会との対立を生む ことになりますので、そこはちょっと配慮していただきたいと思いますが、きょうはそういうこ とを言いたいんではなくて、条例事項にするんだったらかけるけれども、そうじゃなかったらか けないと、確かに言っていました。ただ、その質問をしたとき、23年の9月議会でその質問を したときに、示された組織再編計画案では、部長制も見直す案だったんです。部長制を見直して、 いじることになる案を出されていたんです。だから、ここまで抜本改正をするんだったら、議会 に当然議決事項でかかるから、議会の意見がいろいろ出てくるだろうということが予測されて質 問したわけですけど、結果、この前の3月議会終了後に出された由布市の庁舎方式についてとい う、このA4ワンペーパー、これを見ると、部長制いじる、いじらないということもなくなって いますし、いろんな抜本的な組織改革案がまったくなくなっているように思われるんです。当初、 この庁舎問題で案を示してきたときに、市長側からはこれだけの分厚い資料をつけた、20何 ページに及ぶいろんな検討事項並べた案を出してきていました。これだけのいろんな案を出して きて、振興局の名称や機能はどうしたらいいかということも含めてですし、本庁舎の人数だとか、 課の配置だとか、それこそ部長制をどうするかというようなこと、いろいろたたき台ですけども 出してこられました。で、こういうたたき台をつくったのを、御存じのとおり地域審議会に諮問 されて、地域審議会も熱心に何カ月も議論をされて、2回も市長は丁寧に諮問されました。それ に対して、地域審議会も真摯に議論をされて、これだけの分厚い答申書を出されてきているわけ です。こういう分厚いやりとりがあって、その最後の最後決まったのがこのワンペーパー1枚で すかという話なんです。これ、中身見てみると、本庁舎方式へ移行する、位置は庄内とする、振 興局の体制はこれまでどおりとする、その中身の組織再編やる部分については、まだこれから検 討しますって、これじゃ何のことかという話です。これ何を今まで議論をしてきていたのかとい う話なんですけど、答申を受けて出した答えの、このワンペーパーというのは、これどういうこ となんですか。私ちょっと理解できないんですけれども、市長が今言われたように、いろんな市 民の声や地域審議会の答申をいろいろ聞いて出た答えが、結局、何もしないで場所だけ庄内にし ます、その答えだけが欲しくてこういうことをしていたということなんでしょうか。

#### 〇議長(生野 征平君) 総務部長。

### 〇総務部長(佐藤 式男君) 総務部長です。

まず、私どものほうが考えてきたことは、まず一つは庁舎の方式をどうするべきか。その上で、 組織再編についてはどうするべきかということをずっと考えてきました。組織再編、庁舎の方式 については、平成21年だったですか、審議会からも答申をいただいています。組織再編につき ましては、昨年答申をいただきました。その中で、まず一つ目の庁舎の方式が決定していかないと、なかなか組織そのもの、振興局、本庁舎以外の振興局をどうやっていくのかというのが、地域審議会からいろんな答申を受けていますけども、それに沿った形でつくるためには、三つを全部やっていくということにはなりませんので、まず庁舎の方式について、市長に決定していただきました。その上で、組織再編についてことし1年間かけて、地域審議会の意見等を考慮しながら考えていこうというのが現状です。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 全く逆だと思います。

まず、庁舎の形を決めてから、その中身の再編をするなんて、ナンセンスです。詭弁です。全く逆です。それから、地域審議会がそんなことを言っていたというけど、全く逆で、地域審議会の答申は、本庁舎方式か、場所がどこかってそんなことよりも、まず地域振興局のあり方と機能と権限を、どういうふうにしてくれるのかということが重要なんだと。各地域審議会の人たちは、そのことを一生懸命議論してたんです。市長の言われるとおり、地域審議会のあり方を検討している、そのことが決まらないと、本庁舎にするかどうかとか、本庁舎がどこがいいかというようなことは言えないって、答申にもそう書いてあるわけです。今、総務部長の答え方は、全く逆だと思います。まず本庁舎にするということが決まらないと、振興局の中身や組織のあり方が考えられないというのは、私は全然違うと思いますが、市長、そこら辺どう考えていらっしゃるんでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- 〇市長(首藤 奉文君) 総務部長の考えと同じであります。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) それは本庁舎ありきですよね。そもそも振興局のあり方と本庁舎機能のあり方というのは、表裏一体だというふうに思います。今、4部会方式で、例えば振興局長の権限とか、事務分掌の見直しとか、決裁規定の見直し、職員定数を検討していらっしゃるんですよね。それ検討していったときに、今先に本庁舎つくるんだと、本庁舎で庄内に1カ所に集めて、庁舎を増築するとか何とか言ってますけど、そこの中身に入れるものと、これから検討する振興局でどういうふうに局長の権限をつくるかとか、職員をどういうふうに配置するかというのは、それどうやって決めるわけですか。先に本庁舎で全部1カ所に集めるということだけ決めて、その後、振興局、残った部分どうすればいいかなんてことが、振興局の充実のさせ方の議論だとしたら、私それ大間違いだと思うんですけども、ちょっとその認識が全く逆なこと聞いて、私、今びっくりしたんですけど。

まず、地域振興局をどういうふうにつくるかが先ですよ。そこが決まってから、そのあと、本 庁舎、各地域振興局、どこにも配置しなくてもいい、全庁的な一括的に管理すればいい事務事業 なんかは、本庁舎に集めればいい。それはどこにあってもいいけれども、まず一番充実なのは、 地域振興局をどういう形にするかの検討の部分をやるべきではないかと思うんですが、市長、も う一度お尋ねしますが、本庁舎はどんな形でつくるかということよりも、地域振興局をどういう 形でつくるかということが、一番重要ではないかと私は思うんですが、市長、そこら辺の重要性 はどう考えているんでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) もちろん、地域振興局の充実ということについて、地域審議会からも十分諮問、答申をいただいております。そのことは、私もしっかり考えていきたいと思います。 それと、庁舎の位置が決まって、そして庁舎の形ができたら、振興局も並行しながらこれをやっていく問題であると私は考えております。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 百歩譲って並行です。本当は、私は振興局が先ですけど、今、市長が言われるように、並行してというんだったら、本庁舎のことを先に口走るべきじゃないと思います。まだ振興局も何もできてないんですから。

ちょっとその確認をしますけど、私、先日の同僚議員との市長のやりとりを聞いて、明確に分かったことが一つあったんです。それは、なかなか質問する我々議員と、市長の認識が、議論がかみ合っていないのは、市長が何回か言っていた市役所の機能についての認識がちょっと違うんだなということがわかったんです。先日、田中真理子議員の質問の答弁の中で、市役所の機能といったことを考えれば、人口が多いとか、少ないとかといったことは関係ないんだと、市長言われました。本来その市役所の機能ということを考えれば、土地がどうのこうの、人口が多い少ないではないと言われていたのを聞いて、そこがかみ合っていない。ということは、確認したいのは、市長が言われる、市役所の機能というのは何だと思っていらっしゃるんでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 本課としての機能が十分集積でき、そして発揮できる機能であるという ふうに私は認識しています。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 本課としての機能というのがよくわからないんですけど、具体的にどういうことですか。

質問変えましょう。逆に、本課じゃなくて振興局の機能というのと、本課の機能というのが違うとすれば、今、市役所の機能として、本庁舎に置くべき機能は、本課の機能だと。じゃあ振興

局の機能というのは、何だと考えられますか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 今、その点についても十分検討しているんですけど、地域の振興のために、どのような振興ができるかということを、十分検討しながら、そしてまた地域の人たちの利便性とか、いろいろなことについて協議をして、そして地域に住んでいる方々が本当に生活しやすいような状況をつくり出していくことであるというふうに考えております。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 市長、私市長を突き上げようと思っているんじゃないんです。認識が違うことを確認して、どう違うかを議論をしていかないと、水掛け論になって煮詰まらないんです。で、多分市長が言われている、本庁舎に置く本課の機能というのは、地域制にあんまり関係のない機能。そうじゃなくて、今言われたように地域振興局の機能というのは、地域振興のための機能であって、十分に地域と密接しながらでないとやっていけない機能のことじゃないかと思うんです。私はそういうふうに思っているんです。市長はそのことをどう考えられますか。
- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 全く別々に切り離してやるというようなことは、不可能であります。だから、本課であっても、本課が考えることは、その地域のことについて考えながら、地域の振興局と十分連携をとりながら、行政を進めていくということが私は機能であるというふうに考えています。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) そこがすごくあいまい、もちろん別の役場をつくれと言っているわけじゃないんですから、ただ、そこの機能がどういうふうに整理されるのか、本課で何をして、振興局で何をするのかというイメージがはっきり決まらないと、それが今、検討部会で検討している、局長の権限に十分密接するんですけど、そういうことが煮詰まらないと、どういう本課をつくるのか、すなわちどういう本庁舎をつくるのかが決まってこないわけじゃないですか。それは、延いていえば、市長が言われたように、並行して振興局のあり方と本庁舎のあり方、同時にいろいろ議論をしなきゃいけない、そのときに、先に本庁舎だけ話をして決めてしまったら、振興局が何なのかという話ができない。これ繰り返しになりますから議論を進めますと、もう1個言わせていただくと、振興局の機能は、地域振興、地域と密着した市民への行政サービスの提供ということは、もちろんありますけれども、私は振興局の機能というのは、地域住民への市民窓ロサービス、行政サービスの提供だけではないと思うんです。もう一つ重要な振興局の機能があると思っています。それは、地域の自治の拠点であるということです。地域の自治の要です。振興局というのは。自治って何かというと、自治というのは、地域のことは地域の中で話し合い、

地域の中で決めて、地域の中でそれが実行されること、その拠点として地域振興局がしっかりと 地域に根づいていること、そのことが一番重要なんだと私は思います。窓口サービスとか、住民 票を出したりとか、印鑑証明を出したりとかというようなことは、もちろん身近にあったほうが 便利ではあります。だけど、それはこれからいろいろIT化なんかが進めば、例えばコンビニだ とかインターネットとかでもできることであって、そういうことのために地域に役場が必要だと いうニーズよりも、私が本当にこれからの由布市にとって必要な地域振興局の機能というのは、 地域の中で自治ができるための拠点、要としての機能だというふうに思うんですが、市長、そこ をどう思いますか。

#### 〇議長(生野 征平君) 市長。

○市長(首藤 奉文君) さっきもお答えしたと思いますけれども、地域振興局でできることは振興局でやると、その地域においてその自治を含めて、全部そこでやれるような状況をつくっていくという形で、今それを検討しているわけでありまして、地域でできることというのは、それこそそれぞれ地域の自治だろうし、いろんな取り組みだろうと思いますが、そういう機運を起こして、そして地域の発展につなげていく機能を持った振興局であると、そういうものをつくるために、今検討をしているわけです。

## 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。

〇議員(6番 小林華弥子君) その地域振興局の部分についての認識は、そんなに市長と離れて いないと思うんです。振興局でできることは振興局でって、できることというよりも、振興局で やらなければならないことは何かということです。それは、地域の自治を担うという、拠点とし てやらなければいけないことは、地域の中にかかわる決定権や裁量権、あるいは予算権やそうい うものが、しっかりと振興局の中に配置されることだと思うんです。そういうことを積み上げて いくと、振興局のあり方が決まってくるし、ある程度の振興局に必要な裁量権はどこまでかとい うことが見えてくれば、それ以外の部分のいろいろ決めなければいけない事務決定権は、本課で いいだろう。そこで初めて本課に何を集めるかというのが見えてくるわけです。今、検討してい る、検討しているというのは結構ですけれども、検討しているんであればそこの中身を先に詰め ないと、そういうことを先に考えるべきであって、地域振興局をどういう形にするかということ を、まず徹底的にいろいろ議論してから、最後に振興局の姿が見えて、それ以外の部分を本庁舎 にしますと。その部分は、職員間の利便性ですとか、効率を考えたときに、1カ所に集めたほう がいいし、そういう意味ではあまり地域、どこにあっても機能できる役割だから、庄内なら庄内 に置くとかって言ういい方をされればいいんですけど、そういうことを全部すっ飛ばして、とに かく最初に本庁舎に集めて庄内に置くというような言い方、私全く順番が逆なんじゃないかなと 思いますし、市長、その順番が逆じゃないかということについてはどうですか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 考え方はいろいろあると思います。そういう考え方もあるし、地域をはっきり基点を決めて、そして考えていくというやり方もあると。あなたの考え方も、その考え方の一つだと、その論理は私もわからないでもないわけでありますけれども、そういう状況をとって、そして市としては振興局をどのような形にしていくか。そして、それと同時に、その振興局に対応する本庁舎のどのような形にしていくかというのは、これができたからこっちをつくるというものではなくて、やはり並行してやりながら行くべきものであると、そういうふうに私は認識して、私なりに進めさせて頂きます。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) そういう順番もあるけど、こういう順番もあると言われたという ことだと思うんです。それはそうです。だけど、順番が違うと、私納得を得られないと思います。 やり方が違うと思います。最終的なゴールや形は一緒でも、そこに進むためのプロセスや順番を 間違えると、私は大きな失敗につながると思います。

私は、先に本庁舎ありきで話をすすめては、地域振興が本当に理想とする地域振興局をつくっていこうということができなくなると思いますし、もっといえば、市長が本庁舎を庄内に置くということに対しての理解が、ものの言い方の順番が違うだけで理解を得られないと、私は思います。まず、振興局のあり方をみんなで議論をして、こういう振興局を地域の中につくるんだと、その姿が見えれば、じゃあその本課、本庁舎はどこでもいいよという納得が引き出せるはずだと思うんです。そういう議論を地域審議会の人たちしてますよ。その庁舎の位置について、もちろん言及している地域審議会もありますけど、言及はしないけど、どこでもいいけれども、地域振興局さえしっかりしてくれれば、本庁の位置はどこでもいいって言いかけているんですから、それを先に、庄内に置くなんてぱっと言っちゃうから、私、ますます庄内に置くことへの理解を求めたい市長の逆行をしていると思うんです。やり方は大きく踏み外しているんじゃないかと思います。そんなに先に本庁舎のことばっかり、場所のことばっかり言ったり、あるいは増築の計画だの、実施設計や基本設計をいつするだの、そんなことばっかり先に言うもんじゃないです。まず、振興局のことをちゃんと、地域の人たちと、審議会の人たちと話すのが先だと思います。

もう一つつけ加えると、これ同僚議員が何人か言ってましたけど、大切なのは最終的にもちろん決めるのは市長ですけれども、その前に一定に地域審議会に諮問して、地域審議会の人たちがそれぞれ考えてきたんだったら、そこの中での答えを一つにまとめ上げる作業をやっぱりやってくれということです。これは、同僚議員の質問とかぶりますから、あんまりくどくど言いませんけれども、やっぱり意見の違う三つの地域審議会を、意見の違うまま放っておかずに、意見の違う人同士が話し合う場をつくることです。これ、地域審議会に限らず、議論の中でいろんなもの

が生まれてくる、それは議論の府である議会に身を置いている私も、日々反省を含めながらやっていますが、いろんな考え方の人があります。立場も違います。主張も違います。利害も違います。そういう違う人たちが自分の意見ばっかり言ってまとまらないことの中から、一緒に話し合うこと、自分と相手が違う考え方を持っているんだ、自分と相手は違う利害関係があるんだということを理解した上で、じゃあ由布市としてどうしようか、自分の主張ばっかりしててもだめだと、ここで何とか答えを一つに出さなきゃいけないといって話し合っているプロセスの中に、そこに自治が生まれるんだと思うんです。それを、ぜひ地域審議会の人たち、これだけいろんなことを一生懸命言われました。挾間、庄内、湯布院、それぞれ意見違います。顔を合わせて、そうは言っても皆さん3人それぞれ違うこと言っているけどどうしようかというような、話し合う場をぜひ市長設けてあげていただきたい。それは、市長が先に先行して、3人のうちのだれかが言っていることだけ取り上げたりしたら、だれも納得しません。それ、市長が出した結論は納得しないけれども、3人の話した結論だったら、3人は納得するんです。自分たちで結論を出すこと、自分たちで議論をして結論を導き出すこと、それが私は市民自治だと思うんですが、市長、それどうお考えですか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) もちろん、そういうことができれば一番いいと思いますし、今までそういうことをしなくても、3地域審議会の意見も、私は十分反映した状況でつくっていきたい。地域審議会の答申の中には、振興局の充実ということが、一番大きな答申であったと思います。その充実に向けて、今その答申を受けて、今取り組みをしているところでありますから、おいおいその形ができると考えております。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 最後にどういう形をつくるかではなくて、市長、本当に私突き上げているんじゃなくて、ちょっと言葉は言い過ぎでしょうが、市長のためを思って言っているんです。市長が自分で決めて、これをその3人の人のうちのだれかが言っていることを取り上げて押しつけちゃだめだ、今市長は、その3人のうちのだれかが言っていることだけを取り上げるんじゃない。3人の意見は、みんなちゃんと聞いて、全部それを考えた上で自分が判断してあげるといってますけど、そこが違います。それは、市長が決めるんじゃなくて、3人で話し合って、3人が一つの言葉を打ち出して、それを市長が受けてくれればいいんです。それができればいいけどって市長言われましたけど、できますよ、由布市の市民だったら。これだけ熱心な審議をしてくれた市民がいるんですから、市民を信じてください。ぜひ市長、その3地域審議会に一緒に話し合って、それぞれ意見の違うところを折り合って、一つの結論なり、見解などを出せないかというようなことを呼びかけられたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) この4年間にわたっていろんな論議をしていただいて、その論議の中身 も私も読ませていただいております。そういう中で、いただいた答申を、それを最大に生かしな がら取り組んでまいりたいと考えております。
- ○議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) ここら辺が、私は市民自治に対する市長の認識との大きな違いで、私はすごく残念。市民が自分たちで自治に取り組もうということを、ぜひわかっていただきたい。それを信じていただきたい。市長が英断をして、明快な、すばらしい判断をされること、リーダーシップを発揮されることも必要ですが、市民がやれるときには、絶対市民を信じて、水掛け論になりますけども、少しでも分かっていただきたいと思います。地域審議会の方々、市長は自分が十分しんしゃくして意見を聞くからいいって言われましたけど、ぜひ自主的にでもいいから、地域審議会で話し合う場などをつくっていただきたい。もしそういう地域審議会が話し合いたいって言ったときに、ぜひ行政としてそのバックアップをしていただきたい、場を設定するとか、意見を集約するとか、せめてそれぐらいの手伝いはしてもらえればなというふうに思います。(「約束させい」と呼ぶ者あり)そこら辺は、「約束させろ」って言ってますけど、そういうことをもし地域審議会のほうから声が上がってきたら、行政としてそういう場をつくったり、そういうことをヘルプしてくれて、その話し合いの結果を受けとめるという覚悟はありますでしょうか。
- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 地域審議会の皆さんが話し合いたいということであれば、十分できると思います。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) わかりました。ありがとうございます。

3点目に行きます。また時間切れで終わってしまった質問が、また時間切れになると困りますので。

日出生台演習場の米軍対策についてです。

これは、大きな問題だと私は思っています。もう終わったことを、今さらこの6月になってまた取り上げるのかという感じで受けとめられかねませんが、私はこれは、単に米軍演習のことだけではなくて、市としての危機管理意識のあり方、そのことが引いては市民の安全・安心を脅かすことになるので、こういうことにちょっとアレルギー的に反応しなきゃいけないと思っているんです。私は、これが何かなあなあになっていることが、一番恐ろしいんです。だから、あえて口を酸っぱくして、目を三角にして、あえてこういうことを、危険だ危険だと言わなきゃいけな

い、警鐘を鳴らさなきゃいけないと思うので、あえて聞いています。

先ほどの答弁の中でちょっとびっくりしたんですけれども、翌日マスコミから聞かされたと言っていたけども、実は若杉連絡所には朝の時点で連絡が入っていたということを聞きました。それが、湯布院の庁舎のほうに連絡体制が取れてなかったということは、これは完全に由布市内の問題です。私は、そもそもその四者協とか、あるいは防衛局とか自衛隊のほうから、市に対する連絡体制が取れていないのが問題ではないかと思ったんですけど、翌日とはいえ、連絡が入っていたのに、要するに由布市の中での連絡体制が取れてなかったということですよね。陳謝されましたけど、陳謝されるだけではなくて、これ突き上げるつもりないので、今後のことを考えて確認をしておきたいんですけど、それまでは、例えばそういう連絡が入った場合は、どういう体制で、どういうふうに連絡が回るようになっていたのか。それが、何が機能しなかったのか。そこら辺はどういうふうに分析されているんでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) 湯布院地域振興課長です。あわせて防衛施設対策室長を 拝命しておりますので、お答えについては、防衛施設対策室長としてお答えをしたいと思います。 それから、今回初めてですので、よろしくお願いいたします。

今、言われましたように、何か一応有事がありましたら、若杉自治区と併設をしております若 杉連絡所から、まず湯布院庁舎にあります現地の連絡事務所に第一報が入ります。それについて は、防衛施設対策室のホットラインという携帯電話番号を、大分県、それから玖珠、九重さん、 四者協に帰属する関係者の方にお知らせをしております。そこから市の対策本部のほうに、連絡 体制ということだったんですけれども、早朝、7時42分に受けたことが、後日わかったんです けれども、それが速やかに伝達されなかったと、それはやはり、先ほど松本局長もお答えしたと おり、危機管理意識等々の希薄ではないかというようなことを踏まえまして、以降については、 早朝配置職員にミーティングを行う等々を行いながら、対処をいたしております。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) これ大変なことなんで、私はわーわ一文句だけ言うつもりはないので、連絡がうまくいっていなかったというのは、具体的に何でですか。連絡を受けた、早朝7時30分に連絡を受けた職員が、そのことを聞いておきながら、湯布院のほうに連絡をしなかったのはなぜですか。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) 防衛対策室長です。お答えいたします。
  先ほど言われましたように、次の日に精査をしたところ、そのことが現地連絡事務所防衛対策

室のホットラインをつくっていたものですから、そこに当然あったものという認識が発生したということになります。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) ちょっとわかんないんですけど、若杉にいた職員が、その情報を 朝聞いたけれども、これはそのホットラインで直接湯布院庁舎に行っているだろうと思っていた ということですか。そういう認識でいいんですか。うなずいてらっしゃるからそうですね。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えいたします。そのとおりです。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) であれば、若杉連絡事務所の職員は何のためにいるんですか。すべての連絡はホットラインで直接湯布院庁舎に行くと思っているんだったら、自分が情報を受けるためにここの事務所にいなきゃいけないということの意味がよくわからないじゃないですか。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えします。

若杉の現地連絡事務所については、若杉の住民の方に寄り添いながら、情報を的確に押さえる ということと、日出生台演習場に近接しているわけですから、さまざまな事案が起こったときの 情報収集に伺うというのが第1点です。

湯布院庁舎に設置しております現地連絡事務所が、総括として事務を行っているということですから、そこが四社協のヘッドをするということで、形式も組織図等々に書いて周知をしたところなんですけれども、今回、こういうことが発生したということです。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 現地で収集した情報を、収集だけして置いて伝えなかったら、何の意味もないですよね。徹底した、徹底したと言ってますけど、その組織や連絡体制は完璧にできていたのに、担当した職員の意識が薄かったからそういうことになったのか、あるいは組織連絡体制にミスがあったのか、そのつくり方、とにかく若杉事務所に入った情報については、何でもかんでもいいから即座に、とにかくFAXでもそのとおりでもいいから、オウム返しでもいいから、湯布院庁舎のほうに伝達しろみたいなことを、システムとしてやるのか、あるいはとにかく集めた情報は全部流すシステムになっていたけど、県道に米軍が出てきたなんて話を聞いても、それはもう湯布院庁舎のほうも知っているだろうと思ったぐらいの本人の認識不足だったのかというのは、大きな違いです。認識不足だったら、これはもっと深刻な話であって、私はそういうところがなあなあで、あいまいで、大変問題だなというふうに思います。もしその担当した職員

の認識不足だったら、それ職員に対しての何らかの対応が必要ではないかと思いますが。

もう一つ、これは水掛け論になりますので、そこら辺の問題を指摘することにとどめておいて、次に、その後、事件が起こった後、四者協が防衛局を通じて申し入れをしています。その申し入れるということは、いつ、だれから、どのように決まったのか。それから、申し入れる内容については、顔を合わせて事前にどういう申し入れをするのか、どのように確認をしたのか、文面を見たのか、あるいは申し入れる現場には、由布市の担当職員は一緒に行って申し合わせたのか。そこら辺、まず確認させてください。

- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えいたします。当朝10時半ぐらいに、マスコミの 方等々からという御指摘を受け、それから現地対策本部、九州防衛局の現地対策本部、大分県現 地連絡事務所等々に連絡をするとともに、四者協のほうから11時5分に、国のほうにとりあえ ず事実を早期に開示しなさいというような一報がうちのほうに入ってございます。そして、それ を受けて最終的には、四者協といたしまして、13時過ぎに危機管理監のほうが、局の対策本部 長のほうに面談申し入れを行ったということになってございます。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 申し入れたのはいいんです。申し入れる中身について、11時過ぎに申し入れに行きましょうと、申し入れる内容はどういうふうな申し入れ内容にしましょうとか、申し入れに行くのは、だれが申し入れに行きましょうとか、そういうことはどうやって決めたのかということと、それから、口頭で申し入れていますけれども、なぜ口頭なんですか。こういう重要なことは、文面で申し入れるのが私は普通だし、当然だと思うんですけど、なぜ文面にしなかったのかを。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えいたします。

当日の11時25分から、最終的には13時48分まで、大分県のほうと四者協、玖珠、九重町と協議調整を行って、とにかく生活道路であるところに出たと、昼間も出る確率があるということは、先ほど議員御指摘のように、文書的にというようなお話ですけれども、いつそういう再発が起こるかもしれないということを合わせて、そして調整をし、市長確認を行い、とにかく速やかに地域住民の不安解消をするということで、四者協として申し入れをしたということで認識をいたしております。

以上です。

〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。

- ○議員(6番 小林華弥子君) その申し入れの場には、由布市からも行ったんですか。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- **〇湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君)** 総括として、代表として大分県の危機管理監のほうのみ 出席をしております。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 具体的に口頭でどういう文言を使って、どういう申し入れをしたか、その後文書などで確認をしていますか。
- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えいたします。確認はいたしております。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) こういうことを、私、市が担当者として危機管理を持っていれば、 もちろんとりあえず文面をいろいろ練っていられないから、口頭でもいいといったときに、一緒 に行くべきだと思いますし、何を言ったか、どう言ったかということだって、ちゃんと確認して 一緒に行くべきだったと思います。そこら辺もあまあまなんですよね。

もう一つは、その後の安全対策についてです。初日に米軍が夜出て行った後、緊急に次の日も 出るかもしれないという危機意識があったにも関わらず、やった対策といえば、米軍にもう出て 来ないでねといったことと、九防が看板をちょこっと立てただけです。この先は出ないでねって。 こんなことで安全対策が取られたと思えるんですか。私は、問題は米軍側と、米軍が何で県道に 出たのか。そこら辺の認識も、原因もちゃんと私明確にされていないと思うんですが、当時のや りとりをよく聞いてみますと、県のほうの発表したこととかいろいろ聞いてみますと、米軍の後 の認識が違っていたんだと思うんです。当初、米軍側は県道に出てはいけないと思っていなかっ たと。それは、演習場地域内だから。演習場地域内に通っている県道だから、演習場内の県道は 通っていいと思っていたと。だけど、ここは一般の人も通るから出ちゃいけませんよと。それは、 現場の夜の、その前の晩の夜の押し問答のときに、ちゃんと見た人がいますよ。何で通っちゃい けないんだって米軍が言っていたと。そもそも、そういう認識が違っていたということ、これ大 きな問題なわけです。ということは、米軍は出てもいいと思っていたんだったら、次の日も出る かもしれないわけじゃないですか。地位協定がどうのこうのって、県はその当時発表していまし たけど。であれば、せめて地元側としては米軍の認識がちゃんと「出ない」という認識が、その 当時まだ確認されていないわけですから、翌日も、翌々日も。であれば、出てこないように監視 をつけるとか、また出てきそうになったときには、前夜と同じように警察が先導するとかいう体 制を整えて待っておくべきだと思うんですが、私、翌日同じ時間に行ってみたら、何にも警備も

立っていなければ、ゲートのポストももぬけの殻でした。何の安全対策も取られていない。翌日、また同じような事件が起きて、そこに一般の人たちが通りかかって事故を起こす可能性だってものすごくあったわけです。全然安全対策取られてなかったと思うんですが、そこら辺の認識、いかがでしょうか。

- 〇議長(生野 征平君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(佐藤 眞二君) お答えいたします。
  米軍の認識については、大変申しわけございません。承知をいたしておりません。
  以上です。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 米軍の認識を承知していないんであればあるほど、自衛として自分たちで守るために、安全対策として警備を立てるなり、見張りをするなり、巡回をふやすなりすべきだと思います。だれもいませんでした、あのとき。翌日も、翌々日も。そこが、全く危機感のなさを表しているんだと思うんです。そういうことをちゃんと認識していただきたい。そういうなあなあになっている以上、私はこれはずるずると、何が起こっても不思議じゃない状況に既になっていると思うんです。もうちょっとここは気を引き締めていただきたいんですが、市長、そこら辺の危機管理のことについて、どう思われますか。
- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 本当に、局長が申しましたけれども、連絡がしつかりできてなかったということは、大変な反省材料でありますし、もう少し危機意識を持って、そしてそういう、議員 今言われるようなことも十分考えながら、今後取り組んで行く必要があるというふうに思います。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 一番の問題は、由布市のその市役所の中の危機意識のなさです。 それが一番の危険を招きます。

その次に、それからこういうことがなし崩し的になっていくことに対する私は怖さです。廃止縮小を求める求めると言っておきながら、こんな事件を起こされて、それから今回、前回の一般質問の資料でも配りましたけど、実質的に訓練内容を拡大しているんです。夜間砲撃数や総砲撃数、夜間の砲撃日数、時間当たりの砲撃数、全部過去最大なんです。こういうことを起こされて、危機意識もなくて、なあなあになっていて、どんどん実質訓練が拡大していって、いつ大変な事件が起きるかわかりません。沖縄の状況を見てください。事件が起こった後では遅いんです。廃止縮小を求めるって口だけですけど、もっと具体的なことをきちんと求めていただきたい。協定の見直しに、情報公開の徹底はもちろんですけれども、もし今後こういう有事の事件なんかが起こされたら、私は安全確認の体制が確認できるまで、即刻訓練は中止すべきだと、そのぐらいの

ことを盛り込むべきだと思いますが、市長いかがですか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 四者協で十分協議をしてまいりたいと思います。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) ぜひ、今回のことを受けて、厳しい協定内容にしていただかないと、これがなし崩しになってきたら、何の意味もありません。そのことは、ぜひ今後、協定の見直し作業に入る段階では、厳しい態度で臨んでいただきたい。何を求めたかも、由布市は何を求めたけど、どこでどういうふうな協定内容になったかを、適宜情報公開していただきたい。

それから、最後1分ですけども、日米合同訓練が8月にあるというふうに新聞報道されました。 これに対して、由布市長としてどういう主張や要望をされますか。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- **〇市長(首藤 奉文君)** これについては、過去4回ほどやられています。市民のために安心・安全を十分図っていきたいと、そういう要望をしていきたいと思います。
- 〇議長(生野 征平君) 小林華弥子さん。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 8月に行われるのは初めてです。観光地である湯布院を抱えた由布市が、8月に米軍演習の共同訓練をされることに対して、市長はどう思われますか。
- 〇議長(生野 征平君) 市長。最後です。
- **〇市長(首藤 奉文君)** ちょうど牧草地、牧草の関係もありましょうし、それからちょうどお盆 に帰省客もいるという形で、できるだけその時期を遅らせていただくという要望をしていきたい と思っています。
- ○議員(6番 小林華弥子君) 時間が来ましたので、一般質問を終わります。ありがとうございました。
- O議長(生野 征平君) 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。
- ○議長(生野 征平君) ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

〇議長(生野 **征平君**) 再開します。

次に、12番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。 今定例会の冒頭に、勤続永年表彰を議長から受けました。実は、33年前の28歳のときに初 めて議会に出て、44歳まで当落を繰り返して、通算25年ですけどもなぜか議長からいただいたのは15年の表彰でした。途中、10年も削られてしまいました。この間、多くの方から支えられて今日までやって来られたことに、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。引き続き、そう長くはできないと思いますけども、よろしくお願いします。

私も表彰されましたけども、由布市も5月10日に大分市民オンブズマンから大分県市町村情報公開ランキングで、何と県内で第2位、総合得点が86点ということで、大分市の90点に次ぐ配点なんです。そういう点では、1位が目前なんですけども、何が欠けているかといったら、指摘されているのは執行部が一つ、残念なことに議会が二つなんです。執行部のほうは、庁議報告が全くないということで、これが配点ゼロ、マイナス10点です。庁議のことについては、同僚議員がしつこく言っています。多分、それでかなり改善はされているんだと思いますけども、その政策決定過程の報告が、記録が一切ないということで、そういう点では非常に残念に思います。

もちろん、そのとおりに向こうが聞いたアンケートにそのまま素直に答えたんだろうと思いますけども、あまりにも恥ずかしいので、次回はやっぱり10点のうち何点かは積み重ねるようにしてほしいと。

議会がマイナスされた4点は、一つは委員会の会議規則がないというか、公開されていない、 そのことがもう一つ。それと、全国どこでもチェックされている議長さんの交際費がつまびらか にされていないという、これで2点ずつの減点で14点で86点です。こういうことは、そんな に難しいことじゃないんで、早く配点制度が変わる前にこれを克服すると、満点で第1位をでき るんじゃないかというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

さて、市長の行政報告を聞いて、1点気になることがあります。これは通告にないんで答弁は要りませんけれども、九州市長会で国の出先業務廃止に向けて九州府推進計画を今度掲げました。広瀬勝貞知事の九州市長会の九州広域連合構想と競争しているような印象がします。先の国の地域主権戦略会議で、出先機関すべての業務と職員を都道府県で構成する特定広域連合に委譲する国の基本方針が決まる一方で、全国460市町村長が参加する国の出先機関の地方移管に慎重な対応を求める会も発足しているようです。由布市議会も、国の出先機関の地方議会に慎重な対応を求める意見書を関係機関に送っています。九州市長会の会長が釘宮大分市長でありますけれども、彼に影響されないよう由布市長の慎重な言動を求めます。お願いします。

今議会に提出された、先ほど出ました報告議案とはいえ、これから開会しますちゅう前に訂正を申し出るというのは、私はあられん話で、同僚の小林議員が言ったとおりだというふうに思います。議長の許可を求めてということだから、開会した後にきちんと許可を求めて訂正すべきだと思います。

訂正するのはいいんだけど、訂正し足らんちゅうことを全員協議会であんなに言ったのに、それをそのままにして出してるんです。どういことかというと(「議案質疑で言ったら」と呼ぶ者あり)そうやね。もったいないね、ここで言うと。腹が立つんで、ちょっとそれまでに訂正しとけという意味で言っておきます。

繰越計算書、表が訂正されたのが、最初のはいいんですけど、最後から2番目の翌年度逓次繰越にかかわる財源内訳、財源予定という内訳が、企業債と当年度損益勘定留保資金が縦に書かれています。これは、施行規則を見るとわかるように、翌年度逓次繰越にかかわる財源内訳欄には、継続費の翌年度逓次繰越額に充てるべき翌年度の財源については、企業債損益勘定留保資金等、財源の名称を具体的に起債することということで、横書きに書くようにしているんです。施行規則は。それ、縦に分数みたいに書けなんて、どこの世界にあるんですか、これ。長いこと仕事しよってこんなこともわからんのかと、私は情けなくてしょうがない。

また、市民から出されたもんだからあんまり文句は言いたくないけども、出された陳情の中には、特別職公務員、要するに自治委員が、私個人の資格かもしれんけども、徒党を組んでこれから政策決定にかかわるようなことにかかるような陳情をあえてしているちゅうことは、私は看過できないというふうに思うんです。かつて産廃の反対運動が起こったときに、まっ先に議会で、これどうするかということで話し合いがあって、委員会で反対決議を決めて、本会議で反対決議をしたと、住民にも反対を署名を求めるという形で、そういうときに自治委員がいっしょになってやるちゅうんなら、それはわかります。これは、ちょっと逆じゃないかというふうに思うんですけども、皆さんと一緒に考えたいと思います。

市長の提出した議案についても、同じ報告議案の中で土地開発公社の資料が、何度言っても訂正してない部分が幾つかあるんです。これこそ質疑の中で言わなきゃならんことかと思うんですけども、さらにこれは、提案理由の説明を聞いて気になったんですけども、一般会計の補正予算第1号は、小松寮事務費で、充当もしてない一般財源を減額する補正が組まれています。あってはあられん話なんです。しかも、その課長の説明では、その他財源が過充当になっているので、次の議会で補正しますみたいなことを言っているんです。そういうことでいいんですか。そういうことを、言いたいことを言ったんで、肝心のことが言えなくなると大変なんで、まだあるか。

塚原の株式会社麓水の工場建設をなぜ認めたのか、市長の見解をお伺いいたします。

そもそも、麓水の工場建設が地元に伝えられたのは、ことしの1月中旬のようです。1月末に 塚原地区、地元の中釣地区で話し合いをした結果、この地区でボーリング掘削をして、地下水を くみ上げることには反対であることが、確認されたようです。理由は、かつて水源がバラバラだ ったこの中釣地区で、高速道路が通るのをきっかけに、ボーリングをして簡易水道に一本化した そうです。ところがその後、別のボーリングを掘った影響もか、水源が枯渇し、それぞれがまた バラバラの水源になってしまった、過去に苦い経験があったからだそうです。そういったこともあって、2月20日に中釣地区での住民説明会で、株式会社麓水は井戸の掘削はしないと言明いたしました。さらに、環境や排水問題について話し合うことを約束し、3月12日には麓水が6項目の誓約書を塚原の区長宅へ届けました。皆さんのお手元に資料として議長の許可を受けて配らせていただきました。

地元念願の、一番最初に、「株式会社麓水はボーリング井戸を掘削することはしない」という 誓約書が書かれています。3月20日に中釣地区で6項目の誓約書の具体的な内容について話し 合いを続けることが確認されました。まさに話し合いの最中なんです。ところが、3月23日、 3日後に、まちづくり審議会にこの工場建設が諮問されていました。それは、この資料の裏側に、 同僚議員の報告で出ています。3月23日、塚原麓水製造所新築工事ということで、関連する機 関、個人、10者のうち、3者が協議中であるので保留と、保留にしたようです。このことは正 しかったんです。

3月27日、麓水が6項目の誓約書の具体的な内容について話し合い、中釣班の人たちと工場への進入路や工場の外壁、周囲を塚原の景観と調和する色彩にするなど話し合われているようです。雨水や工場の排水についても、引き続き話し合うことで、そのときは終わっているみたいです。まだ話し合いの途中なんです。ところが、4月9日のまちづくり審議会には、再度諮問されて、裏を見ると9日の審議会では、自治区・班の総意で合意が得られたとの報告を受け、細部に検討を要する部分がある――大分心配だったんでしょう――あるものの、承認となると。うっかりまちづくり審議会は承認してしまったんです。なぜかと。班長の意見書が近隣の協議書とみなされ承認されてしまったからです。

4月13日、雨水や工場の排水について、中釣地区のほうへ流されると困るので、そうしないように市長宛ての要請書を送ったようです。ところが、4月20日には、既に工場建設地でボーリング掘削が始まった。あの誓約書は一体何だったのか。地元の人はびっくりします。多分、このころだと思うんですが、私に連絡があったのは。早速、市長、副市長に直接言ったらどうかというアドバイスはしました。

アドバイスの甲斐があったのか、なかったのか、市長は5月10日に開発に同意したみたいな んです。

実は、3月定例会で、温泉泉源保護に関して、14番議員の太田議員が質問しています。非常に重要な話だったんです。私もうっかりしとったんですけども、泉源保護と同時に地下水のくみ上げも、地下資源の活用として一体的に管理する必要があるのではないかと指摘しました。市長のほうも、それにこたえて、各自がどんどんくみ出していけばなくなるので、十分そのことは調査していきたいと。

問題は次です。担当課の環境課は、潤いのある町づくり条例第6条でボーリング工事が規定されているが、施行規則で深さ10メートル以上、口径100ミリ以上という規定があるものの、今年度も、昨年度においても、該当する届け出はなされておりませんと答えました。当日。皆さん、記憶にあると思います。太田さんが質問したのは3月6日です。ちょうど事前協議の最中で、まさにそのことが問題になっている時なんです。3月ずっと後の12日には、両者はボーリング井戸を掘削しないと誓約書を出したんですけども、だから担当課がこのことを全く知らないちゅうこと自体が、ちょっと異常なんです。

今もって考えれば、今でもあれを容認して、既にボーリングが掘削してしまって、水も出ているところを見ると、私はむしろ行政がやらせたんじゃないかというように勘ぐっているんです。

といいますのも、私が相談を受けてすぐ、環境課じゃないんですけど、都市景観室に行きまし た。「ボーリング掘られてるよ。実際掘っている業者は150ミリと言っているよ。そんなこと いいの」と言ったら、「そんなことありません。75ミリです」ちゅうわけ。そして、75ミリ か。そんなら業者がどういうふうになっちょうのかなと思って、やりとりしよったら100ミリ になったり90ミリになったり、ころころ変わるんです。それで私も心配になって、かつて同僚 議員にボーリング業者がいました。彼に電話で聞いてみました。「西郡君、100ミリで掘ると きは100ミリでほったりせんので。大きく掘って、そして管を入れるようにできるから、少な くとも100ミリはないと水中ポンプ、それも入れられんから、それは業者では常識的なことな んじゃ。そんな90ミリとか75なんてあり得ん話じゃから」ということを教えてもらったんで、 何だ、これは役所が騙されているちゅうより、役所がむしろ75ミリと言えとか、90ミリとか 言えというふうに指示したんじゃないかというふうに思える節があるんです。というのは、なぜ かというたら、環境課が、当時そういう申請は一切上がっていませんちゅうことを公言している わけ。上がっていませんちゅうことを言うためには、当時100ミリ以上のそういうボーリング の届け出がないちゅうことにしないといかんわけです。地元の塚原には、ボーリング井戸を掘削 しないと誓約書を出させているにも関わらず、計画地の一角でどうどうとボーリング掘削をして いるのを黙認する。その開発を認めるということは、断じて許されないと思うんですけども、市 長の明確な答弁を求めます。

再質問は自席で行います。

## 〇議長(生野 征平君) 市長。

- **〇市長(首藤 奉文君)** それでは、答弁書は大変短いんでありますけども、こういう短い答弁書は、私も初めて答弁させていただきますが、お許しをいただきたいと思います。
  - 12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

塚原の株式会社麓水による工場建設でありますが、湯布院地域の工場建設に当たっては、潤い

のある町づくり条例に基づいて提出されました開発事業事前協議書により協議を行い、同意をいたしたところであります。

以上であります。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) それでは、先ほども言ったように、日付が非常に重要なんで、 事前協議書が提出された日、それと事前協議書に基づいて150ミリのボーリング申請が出てた んで、それは潤いのある町づくり条例に抵触しますよということを、当時の景観室の係員が言っ ているんです。だから、いつその事前協議が出されたのか明確にしていただきたいんですが。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- ○都市・景観推進課長(柚野 武裕君) 都市・景観推進課長です。お答えいたします。 私のほうも、ボーリングをしているという報告を受けて、直ちに業者のほうに確認に行きました。業者の話の中では、その土地については、土地利用計画の変更に伴い不要になった土地であると。その土地を第三者に売ったと。その後、その第三者がボーリングを始めたということで、 麓水がボーリングをしているわけではないというような回答をいただいたところです。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 私が聞いたのは、日にちを聞いとったんです。今、何の話をしてるんですか。許可した日にちはわかるんですよ。事前協議書が出されたのはいつ。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- **〇都市・景観推進課長(柚野 武裕君)** お答えします。事前協議申請書が提出されたのは、3月 21日でございます。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 申請書が提出される前は、事前協議の話し合いをどこ辺まで、いつごろから始められておったんですか。私たちは、全員協議会で聞いたのは、かなり早かったですよね。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- ○都市・景観推進課長(柚野 武裕君) お答えします。当初、議員おっしゃるように、当初の説明会につきましては、1月27日から行われているようでございまして、その後、地区の反対、地下水を掘削することについて反対があったということで、一時は条例に該当しない規模での開発ということで報告を受けておりまして、その間において、3月3日において、また再度、地元協議を行ったという報告を受けております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- **〇議員(12番 西郡 均君)** 私が聞きたいのは、その事前協議書、正式な書類を出す前に話

があったから、議会でも全員協議会で説明があったんだろうというように思うんです。定例会の 前だったですから。だから、業者からその話があったのは、いつごろなんですか。経過報告を業 者からあなたたちが聞いた日じゃなくて、あなたたちが麓水の話を受け付けた時点なんです。

- **○議長(生野 征平君)** 都市・景観推進課長。
- ○都市・景観推進課長(柚野 武裕君) お答えします。事業を縮小した後に、再度もとの計画で 事業をするという報告を受けたのは、3月12日でございます。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) もとのとか、新のじゃなくて、最初に話を、そのもとの最初の話を聞いたのは、3月12日がそのことを決定されたなら、かなり前でしょち言いよんの、こっちは。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- **〇都市・景観推進課長(柚野 武裕君)** ちょっと資料がないんですが、23年12月に事前相談があったということでございます。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 実は、それを聞きたかったんです。12月の時点では、150ミリのボーリングをしたいということで、業者のほうが意向を示しているんです。当局に。ところが、都市・景観課は、ボーリングの担当じゃないんでしょう。環境課とも相談しなきゃならんでしょう。環境課長は、3月6日の答弁で、昨年も今年度も一切そういう届け出ありませんでしたというふうに答えているわけです。そして、もとの申請でやりたいちゅう、もとちゅうのがよくわからんのですけど、3月12日に最終決定したちゅうのが、何段階踏んで3月12日になったのかちゅうのが、課長の説明では、その経緯を明らかにするようにこっちが言ってないんで、今言った話だけで大体わかります。かなり前からこの話があって、議会にも一応麓水の説明は、3月定例会の前に受けていましたから、そういう話があってるんだなということはわかっていました。それで、ボーリングをしたいという意向もわかってましたけども、地元の1月末、あるいは2月の話し合いの経過の中で、それができなくなったと。やったら地元としてはとても合意できないというのは、中釣地区や塚原全員の合意のもとで、塚原の区長さん、自治委員さん宛てにこの誓約書が出されているわけです。その流れはわかりますよね、課長。

ところが、問題はその後です。あなたがつい言ってしまったように、計画地が一部利用しなくなったんで、利用計画から外れたんで、そこを他人に譲って、その人が勝手にボーリングを掘っている。しかし、掘ったボーリングの水は麓水が使うちゅうんでしょう。そんなことが許されるんですか。一体、行政はどっちの立場に立っているんですか。住民の利益を守るのか。それとも業者のいうとおりにするのか。どっちなんですか、市長。この誓約書はそんなに軽いものなんで

すか。市長は、この誓約書自身は知ってますよね。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- 〇市長(首藤 奉文君) 知っております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) だったら、一般質問で太田議員があのように言ったように、温泉で大変な状況だけじゃなしに、地下水そのものも、彼の場合は温泉に影響を与えるという意味で言ったんですけども、実際問題として、現に塚原の当地区ではボーリングで過去にそういう経験をしているから掘らんでほしいということをお願いしているわけです。にもかかわらず、それを知ってて、市長があえてこの事前協議に同意するちゅうのは、私にはまったく理解できないんですけど、なぜですか。そこまでする必要ないというように考えたんですか。
- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- **〇副市長(島津 義信君)** 副市長でございます。確かにこの誓約書については承知をしております。最終的に市長が同意を発する前には、この地下水のボーリングも含めて、地元の方の納得をいただいているというふうに判断をして同意書を提出しております。

以上でございます。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 後ろの傍聴席のほうから、「そういうことはない」というふうに言ってますけども、地元の人の合意というのはどういうふうにとったんですか。このまちづくり審議会では、あろうことか近隣の個人がたった4人しかいない、その4人を無視して、そこの地区の班長の合意しましたよという虚偽の文書で、話し合いの最中であるにも関わらず、まちづくり審議会そのものもだましているんです。そして、急遽副市長、あるいは市長とお話をしたのか知りませんけども、当事者たちが行って、急に麓水も彼らのところに足を運んで一筆を入れたそうですね。要するに、影響があったら私のところが補償しますよと。それがあったからこそできたんです。多分、同意した方はね。だから、それを考えたら、そういう条件を整えながら、きちっとまちづくり審議会にも正確な情報を伝えて審議してもらうという立場でなきゃいかんというふうに思うんです。

そこで、私もまちづくり審議会、あそこの意見書の中に同僚議員が書かれているように、やはり既に、造成も非常に乱暴な造成工事、現地に基礎工事と資材も持ち込まれている、そういう状況を審議員さんも見たら、とてもじゃないけど「なんだこれは」と思ったと思うんです。

私、手続上市長がゴーサインを出すに至って、最後まで個人関係者の協議をもって、そして同意に判断したというふうにしたんだろうと思いますけども、私は最後の一人まで、私は重要なところで同意にかかわらなかったことは、残念だったというように思うんです。一人残されていま

す。隣に直接土地を持っている人で、ぜひ隣の開発についてはこうしてほしいという要望を出されているにも関わらず、いまだにそのことが証明されないちゅうんですかね。ようするに、どういうことかというと、見てわかりますけれども、造成をあんな形で土をせっただけの造成工事、石がごろごろしているような、そしてその中に基礎をつくような、そんなあれが塚原の景観にマッチしているって思われるのも、皆さん心外ですよね。ましてや、隣の土地を所有している人なら、やっぱり自分ところに土地の評価もありますから、こうしてほしいという要望がたくさんあると思うんです。そういうことに対して、全然聞き入れていないということは、非常に残念に思うんですけども、市長、その点は、最後の一人まで同意が取れなかったことについては、別に何ともしんしゃくは感じてないですか。

#### 〇議長(生野 征平君) 副市長。

○副市長(島津 義信君) 近隣関係者の同意の件についてでありますけど、最初に審議会のときに、3名調整中ということがございましたけど、1名の方につきましては、私も協議をする中で、先ほど言いましたような、こういうことが担保されるんであれば納得してよいというふうに、その書面が完全な書類が整っていたかどうかは、その時点では私も確認しておりませんけど、担当課のほうから、口頭でこういう了解を得られたということを確認をいたしましたので、であれば、一応その時点で、今おっしゃられた最後の1名とおっしゃられる方も、私は同意がいただけたというふうに判断をいたしましたので、同意書を出させた、そういうことでございます。

## 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 全く私と同じなんです。どういうことかというと、関係資料をきちんと本人に提示してそれを説明すべきなのは、担当課の責任なんです。ところが、そういう資料は業者に請求してくれというようなことを平気で言ったり、私としては、担当者は一体どっちの姿勢なんだというふうに疑わざるを得ないんです。

むしろ、当人に代わって、少なくともこういうふうにしてくれと、土どめやいろんな関係で指導すべきことはたくさんあると思うんです。それをきちんと適切な指導をするのが、都市景観、要するにこの開発の、町づくり条例をつかさどるところの役割じゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- **〇都市・景観推進課長(柚野 武裕君)** お答えいたします。先ほど言いました、周囲の土どめの件なんですが、当初、擁壁ということで話があったんですが、その景観を重視するということで石積みにするというような変更を聞いております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- 〇議員(12番 西郡 均君) だから、その変更を聞いていますじゃなくて、どんな石積みに

するのか、その図面も含めてきちんと聴取して、そしてこういうふうになりますよという説明ならわかるけども、あの土のままで、石がごろごろしているのを見たら、とてもじゃないけどぞっとするでしょ、皆さんが見て。そこがいい加減だというんです、私に言わせたら。

話はボーリングのほうに戻します。ボーリングは、なぜ黙認したんですか。市長。

- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- **○副市長(島津 義信君)** 先ほど、担当課のほうで何日やったですかね。黙認といいますか、報告を受けたときには、ボーリングは実施されておりました。その後の経過の中で、やはりこのことについては、望ましいことではないというふうな協議もしておりますけども、現実の問題として、そのことも含めてこういうことが担保されればという意味を含めてあれば納得するというふうに、私もそういう解釈をしましたので、このことについては、そのことも含めた上で同意をいたしております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 最初の誓約書が全部パーになるんです、一番目だけが。そのことについてはどう思うか。
- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- **〇副市長(島津 義信君)** お答えいたします。この誓約書につきましては、開発者と地元が協議 をして締結をされたというふうに思っております。

このボーリングそのものが開発の絶対要件ではあると思っておりませんし、協議としてなかったから、最初の段階では審議会でもストップがかかっていたんだと思いますし、誓約書を履行するということは当然だと思っていますし、行政指導としてそうしなければならないと思っておりますが、最終的にこの開発行為に当たって、ボーリングも含めた上で納得をされているというふうに判断をいたしましたので、同意をいたしました。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) まちづくり審議会に対してはどうなんですか。
- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- **○副市長(島津 義信君)** 当初の開発について、事前協議が出された時点で、その中身について変更があるときは、しかるべき手続をとって行うのが当然だと思っておりますし、担当課につきましてもそういう指導をすべきだというふうには思っております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 具体的に、担当課でどういうふうな対応をしたのか、まちづく り審議会委員にどういうふうな説明をしたのか、教えていただきたいと思います。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長(柚野 武裕君) お答えいたします。

まず、このボーリングは、今回の麓水、その事業者も開発の中に入るかどうかという、先ほど 言いましたように確認を行いました。で、第三者が掘っているということを確認いたしまして、 審議会のほうには口頭でこういったことがありますというような報告をいたしております。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 第三者にならんでしょうが。いかにもあんた、これを、通常世の中ではペテンちゅうんです。計画地を第三者に譲って、そこに、本来約束した掘らないというボーリングを掘らして、その水を受け取るなんてのは、あなたたち、それで何も感じないんですか。ちょっと乱暴すぎやせんですか。
- 〇議長(生野 征平君) 都市・景観推進課長。
- **〇都市・景観推進課長(柚野 武裕君)** お答えいたします。行政としましても、その辺重々確認 をするということで、聞き取り調査を行って、これ以上追及はできないのかなという判断に至っております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 追求じゃないんです。許されないことなんで、やっぱりきちんとした始末書をとったり、いろいろしなきゃいかんと思うんです。こういうことを許したら、みんな由布市ではこういうことをやろうじゃないかとなるんじゃないですか。副市長、何かすべて責任を負っているみたいなんですけど、あなたのほうは一体どういうふうに考えているんですか。
- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- **〇副市長(島津 義信君)** 今回の一連の同意に至るまでの過程の中で、適切ではなかった部分もあるというふうに、正直私も思っております。思っておりますけど、現在の状況、それからこれまでの近隣の関係者の同意を求める行為、それから地域審議会の中での御意見、そういうことを総合的に含めて、このことについては許可をいたしました。

御指摘がありますように、開発行為に当たって、やはり守らなければならない権利があるとき に、そのことがないがしろにされるような行政指導は慎んで行かないといけないと思っておりま すし、今後の開発に当たりましても、その点につきましては十分注意を払っていきたいというふ うに思っております。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) そのとおりなんです。だから、注意するのに注意しすぎることはないんです。ここで一番気をつけなきゃならんのは、業者の一冊がある最後の点なんです。ボーリングで損害を与えたら、その被害はボーリング業者と麓水で補償しますという。しかし、それさえも守られない懸念が多分にするでしょう。平気でこういう約束を破って、行政のほうが

始末書の一本も取らんようなことでは。そこを、一つ一つ釘をさしていくのが行政の仕事で、そういう地下資源をきちんと管理しようじゃないかといったのが、3月議会の同僚議員の一般質問で、市長はそれに対して、「きちんと調査します。調査したいと思う」というふうに答えたんじゃないですか。市長、今までの話を聞いてどうなんですか。これを教訓にどういうふうにしようと思います。(発言する者あり)

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- **〇市長(首藤 奉文君)** このいきさつを伺っておりまして、不適切な部分もあったというふうに 私は認識をしております。
- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 行政のトップが、自分たちが同意するに至ってその経過、手続の中で、そんな不適切なことを黙認せざるを得ないようなこういう事態というのは、担当課としてもやっぱりきちんと事前に阻止できるような、そういう気概と仕事上のプライドを持ってください。それを、いかにも業者のペテンがうまくいくかのようなことを支えるかのような、第三者が何てことを言えんです、それは。恥ずかしゅうて情けない。後ろから言われたように、そういうことがわかっているんなら、この事前協議の同意を速やかに撤回して、そして元に戻して、関係住民すべてが納得いくような形で、改めて審査し直すことをお願いして、私の一般質問を終わります。(拍手)
- O議長(生野 征平君) 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

午後1時00分再開

〇議長(生野 征平君) 再開します。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可しますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。 なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会でお願いをいたします。 す。

#### 日程第2.報告第4号

○議長(生野 征平君) まず、日程第2、報告第4号平成23年度由布市土地開発公社の経営状

況を説明する書類の提出についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。(「総務委員会に」と呼ぶ者あり)

○議員(12番 西郡 均君) いや、総務委員会に付託されんのよ、これ。残念ながら。何か、 議運で総務委員会に付託さしてくれん。非常に残念ながら。

それでは、10ページをごらんになってください。

販売費及び一般管理費の中に、減価償却費があります。9,765円、ソフトウエア8,400円 というのは、最後の年度の12分の2カ月ということでわかるんですけども、パソコンの1,365円というのが私にはまったく理解できないんで、これを教えていただきたいと思います。

次に、11ページを開いてください。

ここに公社の準備金計算書があります。準備金計算書 (剰余金)、当年度 (当期) 末準備金 (剰余金)、この括弧書きがみっともないからやめろって言ったら、前回は削除することにしとったんやけども、たまたましそこないましたちゅうふうに報告したんですけど、今回またこういうふうにつけておると、しそこないましたぐらいの話じゃないですわな。一体、何を考えているのかと。

先ほど、一般質問でさわりを言いましたけども、前回約束したこともそんなことがなかったかのように平然としているというのが、どうも気に入らんですけど、そして、先ほどの減価償却費については、資料として添付資料の23ページ、24ページに、有形固定資産明細表、無形固定資産明細表というのが出てます。先ほど言いましたように、ソフトについては、無形のほうについては摘要欄がなぜかわからん25万2,000円割る5で終わっているんです。どういう計算をしたら8,400円になるんかわからんですけど、上のパソコンを見るともっとわからんです。13万6,500円掛け10分の9割る4ちゅうので、1,365円が出るんかどうかわからんですけど、全然、式と答えが違うんですけど、一体この摘要欄というのは何を書くところなのか、はたまた疑問なんですけど。全然計算が合わないでしょう。

それと、報告全体でわかることなんですけども、期末借入金残高というのが、次のページの短期借入金明細表、25ページ見ればわかるです。期末残高を見れば、6,739万8,640円というのが、昨年度期末の残高です。にもかかわらず、市が今、債務負担行為を起こしているのが、1億748万3,000円しているんです。しかし、この経過報告にもわかるように、仮に期末でないにしたら、この足した4,008万3,700円を足した、1億700万円ちゅうのじゃないやろうな。いいんかな。(発言する者あり)それでいいんですけど、これは、借り入れする予定やったやつを借り入れてない部分もこの中にあるんですよね。それが、どこを示しているかと

いうと、3ページの報告書、市道向原別府線公有用地取得事業、445.63平方メートルについては、昨年度末までに用地取得に至らず事業が実施できませんでしたちゅうことで、この借入金の想定額としては、その金額が当時債務負担行為として計上されてなきゃいかんかったんです。その金額をトータルすると、1億1,996万1,000円ということで、昨年の補正の段階でそういう債務負担行為の金額になっていたんで、いずれにせよ、現在市がしている1億748万3,000円というのは違うんで、どうなのかなと。もしこの向原別府線の用地取得事業が没になったんなら、このままでいいんですけども、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

それと、ずっと理事のときに言い続けたことなんですけども、付属資料として残高証明書がつけられています。ひどいのになると、つい最近まで森光氏の名前がずっとあったのもあります。ほとんど一斉に変えられたんでいいんですけども、肝心のことしの新理事長が就任して以降の証明が、また前理事長の名前になっているんです。宛先を理事長島津――名前なんやった(笑声)――と書かねばならないのに、理事清水嘉彦とだけしか書いてないんです。どこやったか忘れたけど。いずれにしても、こういうことを今までずっと言い続けたはずなのに、それで見過ごすちゅうよりも、それで許すちゅような、もうやかましい言うてええわね、今の理事、前は私いつも除籍されよったけん、外に出ちょらんとしょうがなかったけど、今の理事と監事さん、あと事務局、やっぱりきちんとしてほしいと思うんですけど、もちろんそれを報告書として受け取った市長サイドのチェックする側の責任も若干あろうかと思うんですけども、それらも含めて、以上のことについて、まだあったかな。まだあるわ。

監査意見書、これがお粗末なんです。毎回、同じようなことをコピーしているんです。こういうのがあり得んということを、前回答弁で、もう既に意見書ができあがって、監査委員の幹事さんの判子をついているんで、今回だけはこらえてくださいというのが前回の答弁だったんです。ところが、また今回も同じようなことを書いているんです。だから、何でこういうことになるんかって、情けなくてしょうがないんですけども、以上の点で私が納得できるように教えていただきたいんですが。

#### 〇議長(生野 征平君) 総合政策課長。

○総合政策課長(溝口 隆信君) 総合政策課長です。それでは、質問にお答えをしていきます。 まず、第1点目のパソコンの減価償却費を1,365円としたのはなぜかという質問でございます。これに関しては、19年度の税制改正による減価償却費の算式が変更したためということでございます。

それから、2番目ですけれども、括弧書き、11ページの準備金の横の余剰金の括弧書き等を含めて、当期や準備金、前期の括弧書きは必要ないということでございました、この質問でございますけれども、昨年の資料のまま、そのまま記載しているということでございます。

それから、3番目のパソコンとソフトの当期減価償却費の摘要欄の記述は意味不明ということでございます。この件につきましては、勘違いによる誤記でございまして、摘要欄には必要ないことを誤記したということでございます。

それから、4番目の、ことしの1月30日に用地が処分されて、4,008万3,700円が返却されているということについての御質問でございますけれども、これについては、ことし1月30日に行われました23年度の理事会で、用地処分を議決して由布市と契約しました。その以降に、3月1日に用地処分にかかる市からの金額が、まだ3月1日でございましたんで、それ以降、まだ確定されていないというふうなことでございましたので、その額についてはそのままにしていたということでございます。実際の入金日は3月1日でございました。

それから、5点目でございますけれども、いわゆる現在の通帳名と新理事長の、旧の名前になっているということでございまして、この件につきましては、残高証明書の宛名の理事長名については、変更の手続きが少し遅れまして、5月中旬に行ったところでございます。大分県の信用組合の湯布院支店の理事長と記載していただくように、組合のほうには今お願いをしているところでございます。

それから、6点目、最後ですけれども、いわゆる監査意見書の中身の文章でございますけれども、これについては、中間監査の時点では、中間財務諸表のことを表現して財務諸表と記載をしたんですけれども、決算の財務諸表との使い分けとして、今後は会計諸表とするなどの表記の方法を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 結局、残存価格を従来の10分の9から、プラス0.5昨年はしたわけです。さらにことしは、その0.5から0.1ずつ減価償却するようにしたようなんですけども、それがわかるような説明をきちんとすべきじゃないかと思うんです。19年の改正によりなんて、だれがそんなことわかるんですか。一体、1,365円ちゅうのはどういう金額なのか、それがわかるようにきちんと説明してくれんですか。従来みたいに10分の1残存じゃなくてもいいんですよというのは、前回説明を受けました。それで、0.5をプラスして10分の2カ月プラス0.5だから、10分の7を前回の償却費に充てたんですかね。今回、それがこの数字になったのは、一体どういうところなのかというのがわかるように説明してくれんと、先ほどの「法改正があったから」っていったって、それがどうしたんかち言いたい。

それと、前回の資料そのまま添付しましたという言い方があると思いますか。前回、これは削除しますって言うたんだけん、だから、みっともないことはやめなさいちゅうことを言うたら、削除しますと言うたんだから、削除するようにしてください。また来年になったら、前回のコ

ピーしましたって、また言い出すよ。そこ辺はきちんと答えてください。

それと、3月1日というのは、既に3月議会が始まっている時期なんで、議案書を調整した時期には、既に債務負担行為の変更ができなかったちゅうのはわかります。であるならば、その向原別府線の用地取得の債務負担行為は別に要らなかったのか。だって、補正で前回組み直したわけでしょう。何月やったか。昨年の理事会の様子はどこに書いてあったか。変更についてちゅうのは11月16日です。11月16日に、その変更分の追加をしたわけですから、少なくともその金額は、この6,739万8,640円にプラスされてなきゃいかんわけです。言っている意味がわからんちゅうような感じですね。(「わかるように言って」と呼ぶ者あり)わかるように。

じゃあ、手持ちに11月16日の予算補正の資料は持ってきていますか。昨年の。 (「持ってきてない」と呼ぶ者あり) 資料としては持ってきていない。報告には挙げているけど、資料としては持ってきていない。そういうこともあろうね。直接の担当じゃないしね。

実は、その11月16日に変更したときに、借入金の限度額、債務負担行為の額を1億748万3,000円から1億1,996万1,000円に改めるということで、借入金の限度額の補正をしているわけです。その金額になっていないと、債務負担の金額がおかしいわけなんです。それを改めて、帰って確認して、そうは言ったってそんなことは入れんでいいんじゃというのが、何か理由があるんなら、私にまた教えてください。

それと、5月中旬ごろ知らせたというんですけど、理事長さんをなかなか理事長として認められん、要するに理事会を開かなかったからだと思うんですけど、そういう点ではいたし方ないのかなというように思いますけど、実際の理事会というのは5月何日だったんですか。5月8日ですか。しかし、もう既に名前変わっちょんな。理事長をいつ選任したんか、そこ辺は改めて教えてください。(「5月7日」と呼ぶ者あり)5月7日、前日なん。どこに書いちょんの。(「監査意見書」と呼ぶ者あり)いいや、それはなっちょんのはわかっちょん。わかっちょらん。それ、いつなったんかちゅうのを知りたい。(発言する者あり)そしたら、お前、理事長の名前じゃないと悪いやない。

それで、最後の監査意見書については、監査委員にこのことをきちんと伝えて、そして監査委員がどういうふうに言うたかが問題なんです。事務局方としては、それはそれでいいんですけども、当時も監査委員さんを尊重されたように、監事さんが既にもう判子を押していることなんで、今回の書類はこのままにしてもらいたいちゅうのが、前回の答弁だったんで、今回も監査委員さんにきちんとそのことが伝わっていないちゅうところが、私が心配しているんで、そのことがきちんと伝わるのかどうか。今もまだ不安なんです。その辺がどうなのかちゅうことを、最後に教えていただきたいと思います。

以上です。

### 〇議長(生野 征平君) 総合政策課長。

○総合政策課長(溝口 隆信君) それではお答えをいたします。

まず、パソコンの減価償却費の1,365円でございますけれども、今議員さん御指摘のとおりでございまして、細かく説明を中に入れておりませんでした。取得原価価格が13万6,500円ですから、これから取得価格の95%相当を引いた12万9,675円と1円を差し引いた額、6,824円を5年間で割った金額が、1,365円ということでございますので、定額法からいわゆる23年度から決算方法が変わって、こういう式になって1,365円となったということでございます。

それから、2番のいわゆる括弧書きなどの御指摘をいただいてございますけども、これは、改めますのでよろしくお願いしたいというように思います。

それから、パソコンとソフトの当期減価償却費の摘要欄の記述でございますけれども、これも確かに、先ほど私が答弁しましたですけれども、定額法の計算方法をそのまま誤記していましたので、これを削除するのか、または新しい計算式を入れるのか対応して、次回検討したいというふうに、わかるようにいたしたいというふうに思ってございます。

それから、4番目でございますけれども、この件につきましては、先ほど説明しましたように、1月30日に処分決定をして契約したんですけれども、現実にはその時点では、それから以降発生するということでございましたんで、その時点ではもともと予算は確定を既にしているということで間に合いませんでしたんで、タイミング的に財政と協議いたしました結果、そういう取り扱いにしたということでございます。

それから、5番ですけれども、これは、基本的に今年度については人事異動がございまして、4月1日に人事異動がなされたということで、前任の副市長がやめられて、新しく副市長が就任したということでございまして、総務部長も変わられたということでございます。で、4月1日付に任命を市長からいたしまして、その後、当然理事会を開催、基本的にすべきだろうと思うんですけれども、例年、監査決算を待って、それで確定した段階で、4月30日前後に、4月の末もしくは5月の段階で、第1回目の理事会をして、理事長を互選で決めるというふうなことをしておったんですけれども、本来ならば4月1日にすべて、登記も含めて、変更登記も含めてやらないといけないんですけれども、そこは事務的に非常に難しいので、今年度もそういうふうなことで5月の第1回目の理事会のときに、実際は理事長を決定したんですけれども、事実上、書類上では4月1日で理事長を、書類の決裁によって理事会が開催されたことによって、理事長名を決めて、その後登記変更をやって、後は当然通帳の名前が合わないということでございます。

それから、6番目、最後の監査意見書の件でございますけれども、これについては、監査の委員さんの意見を聞いて、中身を中間監査と決算監査の文面を検討、改めたいというように思っております。

以上でございます。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 私は日にちを聞いたんで、文書で、それで持ち回りで理事会で やられることは、確かにあります。前回、私が就任時も、1回か2回やったと思います。だから、 いつそれを持ち回りで理事長を決めたのか。その日にちだけ教えてください。
- 〇議長(生野 征平君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(溝口 隆信君) 4月1日でございます。──済いません。日にちははっきり覚えていませんので、後日報告させてください。4月の初めだというふうに思います。
- ○議長(生野 征平君) 西郡議員、3回目です。これで終わりです。 (発言する者あり)

## 日程第3 報告第5号

〇議長(生野 征平君) 次に、日程第3、報告第5号平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として、質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 本年度の事業計画がずっと出てるんですけれども、土地開発公社を解散するということが、私からじゃなくて理事長のほうから、そういう考えが出されて、昨年度中に考えをまとめたいと。なんちゅうんですか──解散のタイミングを、方向性を明らかにしたいというふうに、年度末まで、多分前理事長が検討したんだろうと思うんですけども、新しい理事長がそれをどのように受け止めているのかお尋ねしたいと思います。

実は、先を越して、そっここ先に解散していっているもんですから、あれ由布市が先駆けてたんじゃないかと思って、私もちょっと気になるんですけども、いろんな解散するに当たって問題あろうかと思うんですけど、由布市よりさらに問題を抱えているところが先に解散しているんで、あれまと思って、ちょっとこっちもあっけにとられているんですけど、そこら辺はどういう引き継ぎになっているのか、お伺いしたいと思います。

それと、これは余分なことなんですけども、基本財産そのものは市有地じゃなくて借りてるちゅうんか、来年の3月31日までに引き取る約束のものなんだそうですけども、それについてはどのようになっているのか、この事業計画では何も触れられていないんで、教えていただきたいと思います。由布市のことなのかどうか、私にも理解できないんですけど。

それと、最後に、いつもこの理由で反対しているんですけども、販売費・一般管理費の中で、 公社会計処理講座参加負担金として、この公社で負担金6万7,200円、旅費4万9,860円、 合計11万何がしを使ってやるという必要ないんで、こんなだれが見てもわかるような数字をい じくるのにこんな金かけて研修に行く必要ないんで、きのうだれか問題にしてた、何十人も行っ て30何万円使うよりももっとひどいことなんで、こういう計画そのものでというのが私には理 解できないんですけども、そのことについてお伺いしたいと思います。

以上3点。

- 〇議長(生野 征平君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(溝口 隆信君) 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、11年度中に方向性を出すと言っていた解散のタイミングということでございますけれども、23年度、その前の理事会の議事録を見ても、解散の議題を議論としてやっていることについてはありません。私の調べた範囲では、そういった議論をしていないというふうに判断をいたしております。

それから、2点目の基本財産を買収することについてでございますけれども、基本財産については、湯布院の土地、1,300万円の土地でございまして、これが資本金という形であります。これは、基本財産は取り崩しとかいうことには定款の中では取り崩してはいけないというふうになっていますので、そういうふうな理解で、買収するということについての質問についてお答えになりませんけれども、そういった理解をいたしておるところでございます。

それから3番目の、旅費でございますけれども、これは1名分、2泊3日で福岡市の旅費でございます。これは、公社の土地は御存じのとおり複式会計でございまして、単式会計ではございません。私も今やっと覚えている最中でございますけれども、非常に事務が複雑多岐にわたって、非常に難しいということがございますので、これをぜひ職員を研修すべきだというふうに思って理解をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 理事長そのものに解散云々ちゅうて、全然議事録に載っていないって、私はその議会の直前にもらった議事録にそれが載ってたんで、このことは確認しなきやならんなと思ったんで、改めて今度は総務委員会のときには、その議事録を見せて担当にちょっとお伺いしたいと思うんですけど、理事長そのものはこの解散の件については何もそういう申し継ぎとかいうのはなかったのかどうか。まだほかにもありますから、全部言わせてください。

それと、基本財産そのものは、提供されている部分で基本財産としているんで、それが実際の 市有地じゃないと、個人の土地なんだと。だから、それを来年の3月31日まで買収しなきゃな らんということを、当時の理事であるどなたかが言っているんです。それで、どうなっているんですかというふうに聞いたんで、取り崩すとかいう話じゃないんです。実際に今、所有地がだれになっているのかというのを確認したいだけの話で。

それと、ぜひ行かせてくださいちゅうのは、前の事務の方も言っていました。しかし、前の事務の方は、行かせなかったけどもきちんとできました。それでできんのなら、もうやめてください。これに行かなそれがわからんような、そんな能力の人なら、別にほかの人と変わってもらって結構です。

- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- ○副市長(島津 義信君) 副市長でございます。土地開発公社の解散の件なんですけど、確かに 県下でも解散というような動きもございます。うちの現状を見ましたときに、塩漬けとは言いま せんけども、利子だけを払っている土地もありますし、そういうことを含めて検討しなければい けないと思っておりますけど、現に昨年度も代行取得を行う予定のものもございました。そうい ったことから、これちょっと正式に議事録にあったかどうかちゅうのも、私も記憶してないんで すけど、その辺は確認をさせますけど、現段階では、当面このまま継続していくべきではないか というような、そういった議論も行っております。議事録のことはちょっとよくわかりませんけ ど、現状ではすぐ解散をするというようなことは、理事会の中では話はしておりません。方向性 についてこのままでいいのかという議論はもちろんございますけど、具体的にスケジュールを含 めて検討するという段階には至っておりません。
- 〇議長(生野 征平君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(溝口 隆信君) 2番目の基本財産のことでございますけれども、1,300万円の旧湯布院町の土地を資本金として出していただいて、それをそのまま由布市の土地開発公社が引き継いでいるということでございます。

以上です。

○議長(生野 征平君) いいですか。(「いいです」と呼ぶ者あり)

# 日程第4. 報告第6号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第4、報告第6号平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 先ほど水道の継続費の繰越計算書で、担当に聞いてみるちゅう ふうに課長か部長が言いよったけですけども、実際の担当がだれかがいて、そして計算書をつく ったのを事実上、作成責任者ちゅうのがいると思うんです。もちろん、その課の課長だというふ うに思うんですけども、この一般会計等の繰越計算書は、だれの責任になるんか、会計課なんで すか、それとも財政課なんですか。それとも、事業課になるんですか。

そして、実際作成したのが5月31日までにつくれというふうになっているんで、いつごろつくったものなのか教えていただきたいと思います。

- 〇議長(生野 征平君) 財政課長。
- **○財政課長(梅尾 英俊君)** 財政課長でございます。お答えをいたします。

繰越計算書につきましては、財政課が起案をいたしまして、5月18日に市長決裁を受けております。

以上です。

# 日程第5.報告第7号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第5、報告第7号平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

- ○議員(12番 西郡 均君) これも同様のことを聞きたいんですけども。
- 〇議長(生野 征平君) 財政課長。
- **○財政課長(梅尾 英俊君)** 財政課長でございます。報告第6号と同じ事務手続きを取っております。

以上でございます。

#### 日程第6.報告第8号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第6、報告第8号平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 取り下げます。

## 日程第7. 報告第9号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第7、報告第9号平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) これが、先ほど問題になったやつです。一体だれがこれをつく る責任者で、そしていつごろつくったのか教えていただきたいというふうに思います。 それと、この翌年度逓次繰越額に係る財源予定については、例示の資料というんですか、例示の私が持っている施行規則では、起債と内部留保資金の両方が出ているんですけど、担当の持っているものには記載の分しか載っていないというふうに、先ほど全員協議会で説明があったんですけど、そういうことがあってあられんと私は思うんです。だって、この施行規則ちゅうのは、会社によってそげえ変わっているわけじゃないんで、どういうことなのか私には理解できないんですけども、この挾間にある法令集と違う法令集を利用しているんならちょっとわかりませんけれども、そこら辺がわかるように教えてください。

- 〇議長(生野 征平君) 水道課長。
- ○水道課長(秋吉 一郎君) 水道課長です。御質問にお答えいたします。

その前に、今回の議案質疑で2カ所誤りがあって、訂正させていただいております。この場を借りてお詫びを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、一番目の事業報告の件なんですけど、これについては、水道事業の管理者の権限を 行う由布市長から市長へということで、24年の5月11日に報告をしております。

それから、2番目の1款を4款に変更するということで、間違いでございます。

それから3番目の、並柳配水池の増設工事、配水池の「ち」が池ですけど、増設工事に変更を お願いしたいと思います。

それから、4番目の、財源予定の縦書きの関係なんですけど、水道課のほうで公営企業の掲示の手引き、これの中で今回出した財源予定のところが、ちょうどこれは一ますになっていましたので、担当としては2段書きという考えで、今回の議案提出という形になっております。ただ、先ほど全員協議会の中でも言われましたので、水道実務六法これ平成24年度なんですけど、それを新たに調べましたところ、財源予定のところが二ます、要は横書きに、議員が言われるような形になっておりますんで、今後はこういう方式で考えたいと思います。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 今後はじゃなくて、せっかく訂正するんですから、今会期中に 訂正したものをきちんと最終日までに出すというふうにしなきゃいかんです。そのことをお願い します。

首藤奉文氏が首藤奉文氏に出すといったら、私はもうすっとわけわからんですけども、水道課長がまとめてそれを市長のほうに、5月31日まで出さにゃならんのですわね。だから、そういうふうに言ってもらえるとありがたいんですけども、水道課長じゃなくて実際の担当者は、もっと別にいるみたいですけども、そのことはあえて言いません。じゃあお願いします。会期末までに。

### 日程第8.報告第10号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第8、報告第10号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 私も勘違いしておって、まとめてくれているこの資料を1ページからずっと、66ページまであるんですか。例月の度にこれらをチェックして、議会のほうにはまとめて資料として提出してくれているんだなと思ってこれを書いたら、監査事務局のほうでは、この66ページまでまとめてなくて、それぞれの月ごとでずっと保管しているんで、ページとしては合わないみたいですね。申しわけありません。

それでお尋ねしますけども、3月末の現金の在り高及び出納状況という付属資料45ページ、議員に配られているのがこのページがずっと最初からうっているやつなんで申しわけないんですけども、その45ページを見ると、これは何かちゅうと、3月末日の収支計算書です。それで見ますと、国民健康保険特別会計が差引額残高2億4,682万5,000何ぼちゅうのがあるんですけども、そのときに基金を一挙に1億5,000万円取り崩しているんです。残高があるにもかかわらず1億5,000万円取り崩すちゅう理由が、私にはちょっと理解できないんです。年度末は、御承知のように国庫支出金や国・県あるいは支払基金等の精算金がどっと入る時期なんです。にもかかわらず、あえてこの基金を取り崩さなきゃならんちゅうような理由がわかるように説明いただきたいんですけども、監査がこれをそのままオーライと認めた理由が、私にはちょっと理解できないんですけども、それはどういうことなんでしょうか。

それと、その次のページです。やはり3月末で基金類の収支計算書がそれぞれずっと載ってます。丁寧に、これらの基金は平成23年で終了ですよというのを、大体ゼロになっているのでわかりますよね。番号で言うと72、73、74、78というのが、平成23年で終了というのが書いてます。

しかし、4月分を見ると、これ以外のも終了しているんです。なぜこういう、どこがつくった 資料かわからんけども、それ以外のものにはそういう表記がなくて、この4基金、5基金、 77も含めて5基金だけ終了と書いているんか、私にはわからんですけども、それがわかるよう に教えていただきたいと思います。

もちろん、収支計算書そのものが作成課がどこかわかりませんけれども、監査事務局で監査委員のほうでそれを気がついたら、そこ辺までの御指摘をされたのかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

そして、今は6月です。5月には既に4月分まで4月末現在の現金について例月をやったんじ

やないかと思うんですけど、なぜその資料が直近の議会であるこれに出されなかったのか、教え ていただきたいと思います。

- 〇議長(生野 征平君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(佐藤 健治君) 代表監査委員、佐藤です。12番、西郡議員さんの質問にお答 えいたします。

まず1点目でございますが、国民健康保険特別会計の収支です。年度当初より財源不足を生じておったのは確かでございます。資金計画によりまして、一般会計から一時流用している状況でございました。12月末においても、一般会計から流用して財源補てんのため行ってきておりますし、24年1月に資金計画に基づきます1億5,000万円の基金の取り壊しを実施して、国民健康保険特別会計への繰り入れを行っていることを確認をいたしております。

また、資料について、1月に提出する変更申請、国、県の交付金の関係でございますが、3月中に多くの交付が受けております。そういう一時流用いたした全額を一般会計に返済して、なお 2億4,682万5,305円の差し引き残となっております。このため、御質問のとおり3月末収支計算表のみを見ると、差引額が2億4,682万5,305円となっておりますし、基金の取り壊しの累計は1億5,000万円でございます。

2点目でございますが、23年度をもって廃止となる基金のみについて、事務処理にミスがないよう、平成23年で終了という表記がなされております。

3点目でございますが、5月の例月出納検査につきましては、検査聴取を5月25日に実施をいたしてございます。その後、再度内容について精査し、6月4日付で議長と市長に検査結果について報告をいたしました。このため、由布市議会第2回定例会の報告議案として上程するためには、5月30日までに議案提出依頼書を提出することとなっているため、第2回定例会に報告議案として上程することができませんでした。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- **〇議員(12番 西郡 均君)** あとはちょっと議運と話しましょう。わかりました。

## 日程第9. 報告第11号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第9、報告第11号財政援助団体等監査の結果に関する報告 についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、11番、溝口泰章君。

○議員(11番 溝口 泰章君) 監査委員さんにお伺いします。2ページ目に入りまして5番と

して監査委員の意見ということで補助金が交付される団体の事務局を交付担当の所管課職員が兼務する事例が多く、さまざまな弊害を招くことから事務を別にするなど何らかの措置を講じるように要望しているというふうに意見を述べられておりますが、一つは今回の監査対象団体が14ございますけれども、兼務団体がどの団体なのか、全部なのか、散らばっているのか。

- 二つ目が、弊害とは、この発生する弊害の内容はどのようなことなのか。
- 3点目が、何らかの対応を講じるようにということですが、具体的にどのようなことなのか。
- 4点目が、交付団体自身が事務処理を行うということは、現実として可能なのかどうか。
- この4点、お願いいたします。
- 〇議長(生野 征平君) 代表監査委員。
- **〇代表監査委員(佐藤 健治君**) 代表監査委員、佐藤です。11番、溝口議員さんの質問にお答 えをいたします。

まず、1点目でございますが、報告第11号2ページ目の別表に記載しております14の対象 団体のうち、1番から10番と、12番の11団体が、所管課の職員が事務局を兼務しておりました。

2点目についてでございますが、財政援助団体につきましては、その団体で自立した運営を行 うことが原則であると考えます。

御質問の所管課の事務を兼務することによる弊害につきましては、今回の監査において交付団 体の事務執行を所管課の職員が行うことにより、通常事務に支障を来たし、このことにより時間 外勤務を行っている実態が確認されました。また、所管課の職員が会計を兼ねている団体もあり、 現金取り扱いの責任体制等についても問題があると考えます。

次に、3点目でございますが、2点目の質問で述べさせていただきましたが、財政援助団体等につきましては、その団体独自で独立した運営を行うべきと考えますので、その団体に事務局を置くことが望ましいと考えます。また、今後由布市においても、補助金の交付目的、補助対象事業の内容、公益上の必要性等精査していただき、検討すべきであると思われます。

4点目につきましては、可能であると考えます。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 溝口泰章君。
- ○議員(11番 溝口 泰章君) この14のうちでかなりな団体がこういう状況に入っているということはわかりました。そして、弊害についても、建て前と本音があろうかと思いますけれども、自立して団体運営をすべきであるというのは、あくまでも建て前じゃないかなと。なぜならば、多くの団体が役員の改選などで短期間で役職を異動するというのが、この財政援助団体のほとんどの団体について言えることだと思うんですけども、そういう団体で理想どおりに自立運営

で収支、あるいは事務の処理を行えというふうになりますと、その団体の目的とする活動自体に、いわゆるそういう役割を果たすことによって発生します煩雑さのために、本来の目的である団体の目的遂行が不可能になるような事態も発生するというふうに推測できるんですけども、その辺りが4番目の事務処理を行うことが可能なのかという質問に対して、監査さんが可能だというふうにおっしゃっているんですが、その辺の根拠をお聞かせください。

- 〇議長(生野 征平君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(佐藤 健治君) 監査の立場でそれをこうせよと、補助金の見直し等をやれというところまでは至っておりません。十分執行部で精査をしていただいて、それで取り扱うよう、本来補助を受ける団体としては当然のことであるのではないかと思っております。いわば、職員の勤務状態を見ますと、代休もとれないというのが実態のようにございますので、そういうところを十分考えていただきたい。

なお、市の職員の減員についても、将来まだ減ってくる。そうなるとなおさらのことでございますので、十分に精査をしていただいて検討を加えていただきたいということでございます。

- 〇議長(生野 征平君) 溝口泰章君。
- ○議員(11番 溝口 泰章君) 精査を加える期間などは未定でございますけれども、現実問題として、今この段階で、この状態で団体自身の事務処理と会計ということになりますと、先ほど申し上げましたように多くの支障が出てきて、本来の目的遂行に障壁となるというのは、十分にその恐れがありますので、精査の段階、精査をするというのが目的じゃなくて、活動自体を本来の目的遂行に沿うような形で精査をして、その副次的な条件として、こういう監査の御意見のような自主的な運営で会計までというのが本来じゃないかと思うんですけども、その考え方はいかがでしょう。
- 〇議長(生野 征平君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(佐藤 健治君) 代表監査委員です。監査委員としては、精査をしていただいて、 事務局を団体で持っていただきたい。それ以上のことは執行部の体制で十分に検討いただければ と思っております。それをどうしよう、こうしようということは、監査委員の立場で非常に難し ゅうございます。
- 〇議長(生野 征平君) 次に、12番、西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 同じ内容です。取り下げます。
- ○議長(生野 征平君) ここで暫時休憩します。再開は14時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時11分再開

〇議長(生野 征平君) 再開します。

西郡均君より発言を許可いたします。

○議員(12番 西郡 均君) 先ほど公社の基本財産のことでしつこく総合政策課長に言いましたけども、私の勘違いによる質問でした。申しわけありませんでした。

日程第10. 承認第1号

日程第11. 承認第2号

日程第12. 承認第3号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第10、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」から、日程第12、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」まで、承認3件については、質疑の通告がありませんでの、これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

○議長(生野 征平君) 次に、日程第13、議案第47号監査委員の選任についてから、日程第 18、議案第52号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまでの議案 6件については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

#### 日程第19. 議案第53号

 〇議長(生野 征平君)
 次に、日程第19、議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算

 (第1号)
 を議題とします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、歳入全般については質疑の通告がありませんので、歳出の款別に、その通告順に行います。

まず、4款衛生費について、廣末英德君。

〇議員(2番 廣末 英徳君) 衛生費、35ページをごらんください。衛生費、6目環境対策費、 オンセンミズゴマツボの補助事業のことだと思います。29万6,000円の内訳について、詳 しく説明をしてください。29万6,000円。

- 〇議長(生野 征平君) 環境課長。
- ○環境課長(生野 重雄君) 環境課長です。お答えをいたします。

希少野生動物でありますオンセンミズゴマツボの移殖・増殖を図ることを目的とする温泉成分 の調査費でございます。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 廣末英德君。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) まず、私は一般質問の中で、世界に一つしかない場所であり、市長、大変済いませんけど、後からもう一度「オンセンミズゴマツボ」という言葉を使っていただけますか。私、これオンセンミズゴマツボって早く言えるようになりました。10回も20回も100回も言って、やっと自分の身になったというんですか、そういう意味合いで。今課長がおっしゃいましたが、移殖・増殖にかかる温泉成分の調査、資材費と、だれに、どこで、どのようにして行うか、お尋ねをいたします。
- 〇議長(生野 征平君) 環境課長。
- ○環境課長(生野 重雄君) 環境課長です。お答えいたします。

このオンセンミズゴマツボの増殖については、市だけの事業ではいけないと思っております。 県並びに保護団体を巻き込んだ活動ということで、県のほうでは今年度から新規事業でそういう 保護団体の保護事業が、委託事業がございまして、その委託を受けた保護団体と協議しながら候 補地を決定して、その温泉成分の調査を行うということでございます。

- 〇議長(生野 征平君) 廣末英德君。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) 私も、小林議員もあのときに、太田議員もいらっしゃったと思うんですけども、フォーラムのときに、先生の名前をもう忘れましたが、自分の自宅に持って帰って養殖したと、それが全部死んでしまったと。だから、私は生活排水の伴ったものが入っているからうまくいっているんじゃないかと。ましてや、万が一、移殖・増殖というのがあの場所じゃなくほかでされるということだと思うんですけども、もう一度しかありませんのでまとめて話をさせていただきますと、本当に早急な対応をしていただいて、29万6,000円つけていただきまして、本当に感謝をしております。多分、商工会、観光協会、旅館組合、由布市の湯布院にこういう希少動物があるんだと、これも広く本当は広めてほしいというのがあるんですけども、せっかく商工観光部長が来られていますので、どのような形で、由布市の湯布院の財産として広く広めていくのか、今後どういう形でそれができるのか、当然ここに移殖・増殖って書いてますので、あの場所ではできないと思うんですけども、これぐらいの金額で、当初は調査研究という費用だと思いますけども、ぜひ継続して守り育ててほしいと。ましてや、市だけでは独自ではこういう莫大な予算が要ると思うんです。ぜひ国にも、環境省にも、県にも陳情、お願いを出して、

大がかりな形でやってほしいと、後ほど私もう一つ、10款教育費の中でお尋ねしますので、学校教育としてどういう、子どもたちに周知していくのか、お話を後ほどお伺いいたします。今の件について、市長、ちょっとお願いがあるんですけど、今言ったようにオンセンミズゴマツボ、ちょっとよろしいでしょうか。

- **〇市長(首藤 奉文君)** オンセンミズゴマツボ。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) さすがです。私、10回も100回もかかりました。商工部長も それを兼ねて、さっき言った質問と、オンセンミズゴマツボをちょっと言っていただけますか。
- 〇議長(生野 征平君) 環境商工観光部長。
- ○環境商工観光部長(相馬 尊重君) 環境商工観光部長でございます。御質問にお答えいたします。

オンセンミズゴマツボの調査につきまして、今回予算計上させていただきました。今回の調査は、県が委託する事業を受けて、先ほど課長が申しましたように、生息地の水の成分とか、温泉の成分とかそういったものを調べた上で、またほかにそういったオンセンミズゴマツボが生育できる環境がある、湯布院地域内にそういう環境があるのかどうかという調査をするものでございます。

今後、観光とかそういったものに結びつけるということにつきましては、今回の調査の結果を受けて、希少な動物ですので、これをどういった形でピーアールするのか、反対に、また保護をしていかなければならないのか、そういった面も含めて関係団体と協議をして、今後の対応を考えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(生野 征平君) 次に、6款農林水産費について、12番、西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 土地連の賦課負担金、次のページ、37ページの農地費の中に、 負・補・交で土地連の賦課負担金というのがあります。当初予算で一般賦課負担金あるいは特別 賦課負担金というのが出ていたんですけど、それぞれどういう内容で、一般、特別、あるいは何 もないのが決まっているのか、教えていただきたいと思います。
- 〇議長(生野 征平君) 農政課長。
- 〇農政課長(平松 康典君) 農政課長です。お答えいたします。

賦課金には、一般賦課負担金、特別賦課負担金、適正化事業負担金、農道台帳負担金と、四つの賦課負担金がございます。一般賦課負担金は、由布市の農地面積に対する面積割と均等割でございます。特別賦課負担金は、平成24年度の事業費に対する事業費割でございます。今回、補正で計上させていただいておりますのは、維持管理適正化事業負担金でございます。ことし事業を実施しますので、それに課せられる賦課負担金でございます。

以上です。

- ○議長(生野 征平君) 次に、10款教育費について、まず、11番、溝口泰章君。
- ○議員(11番 溝口 泰章君) まず、47ページの4項3目、8と11と18に節が分かれますが、小1プロブレム対策推進事業でございます。対象校が由布川小学校という説明でした。小1プロブレムの件数、また具体的な内容はどの程度の深刻さを持っているのか。そして、8節の報償費については、謝金となっておりますその内容をお願いいたします。

続いて49ページの6項1目13節放課後子ども教室運営業務の委託先と、業務内容について。 また、その委託料が減額されておりますが、その理由をお聞かせください。

以上、お願いいたします。

- 〇議長(生野 征平君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(江藤 実子君) 学校教育課長です。お答えいたします。

小1プロブレムの件数及び具体的な内容についてですが、平成22年度は、由布市内14校中5校、平成23年度は14校中6校から報告が上げられています。昨年度までは、席につけない、話を聞けない、自分のことが自分でできない等の状況が発生していましたが、本年度は現時点での報告は上がっておりません。

また、本年度については、学校訪問時等で授業の様子等を見ましたが、どの学校も落ち着いて 授業に取り組めていました。市内全体を見ても、席について授業を受けることができない等の現 象は激減していると感じております。その理由として、小1プロブレム対策事業の取り組みの成 果が出てきていると思っております。

次に、小1プロブレム事業の対象校が由布川小学校になっている点についてですが、由布川小学校が実際に小1プロブレムで非常に困っているということではなく、この事業を進める上で、小学校と幼稚園が隣接していること、幼稚園、小学校ともに1学年に複数クラスがあること、市内の幼稚園や保育園からではなく、その他市外の幼稚園や保育園からの入園児も多いこと等で、由布市のモデル地域として取り組みを進めていってもらっております。

昨年度は、由布川小、幼稚園を中心にして取り組みが進められました。昨年度、由布川幼稚園が取り組みを進めたのは、席につけない、集団行動ができないということから前に進んで、話を聴く力の育成、自分のことは自分でする、決まりを守るでした。そのために、幼稚園ではこの課題を小学校に上がるまでにどのように身につけさせるかをアプローチカリキュラムとして作成しております。本年度は、由布川小学校がそれを受けてスタートカリキュラムに取り組んでおります。この二つのカリキュラムを、今後は市内全体に広げていくようにしております。

次に、8節の報償費についてですが、市内全体の保育園の保育士、幼稚園教諭、小学校教諭が 集まって小1プロブレム対策推進事業にかかる、由布市推進協議会を実施しております。そのと きに、大学教授等、小1プロブレムについて研究している方を講師として招いたり、就学前の保 護者へ入学してからのことについて学ぶ機会等を設けています。その時の謝金として今回計上しております。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(加藤 勝美君)** 社会教育課長です。溝口議員の質問にお答えいたします。

放課後子ども教室運営業務についてでございますが、まず、業務の委託先につきましては、挟間地域が挟間未来クラブ、庄内地域が庄内あつまるクラブ、湯布院地域が、湯布院町青少年ボランティアセンターです。

次に、業務内容でございますが、各小学校において行う子ども教室の企画・運営となります、 事業計画の作成、受講者の募集、指導者や安全管理員などの地域協力者の調整、学校との連絡調整や実際の教室運営などが主なものであります。実施日につきましては、水曜日、土曜、日曜、祝祭日及び長期休業日の日中となっています。

事業につきましては、国・県の補助事業として受け、実施いたしております。

事業費の減額の理由でございますが、本年3月に事業の仮申請があり、本市は当初予算額で申請いたしましたが、5月に示された内示額が仮申請の85%となっており、今回はこのことによる事業調整で減額の予算を計上させていただきました。事業費が若干減額いたしましたが、事業そのものに支障をきたすことはありません。

以上でございます。

- ○議長(生野 征平君) 溝口泰章君。
- ○議員(11番 溝口 泰章君) では、小1プロブレムのほうからちょっとお聞きしますけど、大方の小1プロブレムで困っている子どもたちへの対応が、今課長の説明では改善されてきているのでというので一安心はしているんですけれども、またいつ出るやもしれない。それが出たときに、親御さんたちが戸惑うのは、入学するのが4月なんですけれども、実際にその子たちのプロブレムが明らかになるのが、それから何日か、あるいは1カ月か2カ月ぐらいたって、お宅のお子様はというふうに来るので、びっくりしてしまう。そのときに、学校側もその子だけを対象にする、一人ならいいんですけれども、先ほどかつては数名、数校でそういう発生があったということですから、クラス編成に際して、4月入学するとクラスが編成されてしまってからプロブレムが明らかになるんです。それで対応しようとしたときに、クラス編成をある程度動かすような必然性も当然出てくる。一つのクラスに集めたり、あるいは集めるといけないから分散したり、そういう対応が図られるんで、クラス編成の時期が難しくなると思うんです。ですから、最初のひと月ぐらいはプロブレム発見の時期を想定して、5月にクラス編成をするというような対応、これもどこかの県ではやっているんですけれども、小1プロブレムの出た段階で、出尽くした段

階で新たにきちんとしたシステムでその子どもたちの対応をしていく、改善を図るというふうなやり方があるんですけれども、由布市ではそういう話、あるいはそういう情報を入手したり検討したりはしているんでしょうか。

また、そして放課後児童クラブですけれども、減額して85%に削られて、全然支障はないと 課長はおっしゃってましたけれども、やはり金額的には困ったことにはなるんじゃないかと思い ます。去年できたのにことしはちょっと金銭的に足りないとか、そういう部分の対応をいかにク リアしていくのか、もし具体的な策があれば教えていただきたいと思います。その2点。

- 〇議長(生野 征平君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(江藤 実子君)** 学校教育課長です。お答えいたします。

議員さんが先ほどお話ありましたようなことについては、まだ由布市では検討しておりません。ただ、この協議会の中で幼稚園、保育園のときの子どもの様子をよく知ることが、小1プロブレムの解消につながるということで、昨年度由布川小学校は校区内から公立の幼稚園が1園、それから私立の保育園が2園、校区外からも複数の私立幼稚園、保育所から子どもたちが入学してきました。それで、今までは由布川幼稚園と由布川小学校の連携はありましたが、それ以外のところはないということで、由布川小学校を中心にして、昨年度から由布川幼稚園、校区内の保育園、校区外の保育園等の代表者による連絡会議を行って、その中で園児・児童の実態の報告や問題点などについて意見交流をした後、クラス編成をするようにしております。

多分、こういうふうに今までやっておりませんでしたので、由布川小学校がことし入学式も非常に落ち着いたものであり、学級の経営もうまくいっているというのは、この連絡会でのそれぞれの意見交換が功を奏しているんじゃないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(生野 征平君) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(加藤 勝美君)** 社会教育課長です。お答えいたします。

授業料は若干減って、それに伴います謝金と消耗品費が減りますけども、一応事務局等が一体 となってその分をカバーして事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(生野 征平君) 溝口泰章君。
- ○議員(11番 溝口 泰章君) よくわかりました。ただ、我が市は住みよさ日本一を目指すということでございます。その点、小1プロブレムに関しましては、安心はできるんですけれども、まさかのときに備える。小学校1年というのはどれだけ大事なことか、親御さんは、一般質問でも少しふれたんですけれども、小1の壁ということで、職から離れなければいけなくなったり、子どもを日中、放課後預かってもらえる人がいなかったりして困る、そういうところをクリアす。

るためにも、小学校の授業の時間帯でないで、プロブレムを抱えている子どもがもし後から出て くるような、後から発見した場合なんかに対応できるように、ぜひとも今のシステムで大丈夫な のかを検証しながら、プロブレムを持った子が一人でも少なく、またゼロに近づくように常に留 意して仕事に当たっていただきたいと思います。

また、同様に、非常に放課後子ども教室というのは、私も少し関与しておりますけれども、子どもたちがいきいきとする場面が休日よく見受けられます。その運営にほとんど影響がないとおっしゃっております。それには安心できるんですけれども、もっと充実も図れるような方向で、これからの取り組みを御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(生野 征平君) 次に、12番、西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) 45ページ開いてください。人権教育総合推進地域事業なんですけども、いただいた資料を見ると、県の教育庁の人権同和教育課が指導するということで、支援を行うのが市の人権同和対策課ちゅうこっとねえようなところが指導したり支援してくれるんで気になるんですけども、旧同和地区、あるいはまた同和運動団体等が前回かかわって、差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘う子を育てるためにまい進した時期がありました。いまだにそれに血迷っている先生も、まだ中にはおるにはおるみたいですけども、そういう旧同和地区、同和運動団体とかかわりがあるのかどうか、そのことだけ教えていただきたいと思います。
- 〇議長(生野 征平君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(江藤 実子君) 学校教育課長です。お答えいたします。

議員さんがおっしゃったようなことは一切ございません。この人権教育総合推進地域事業とは、 人権尊重社会の実現に向け、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や学校 における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした事業です。本年度 由布市では、学校、地域の連携で進める人権意識に根差した行動力やコミュニケーション力のあ る子どもの育成を研究テーマに、湯布院中学校区において、幼稚園、小学校、中学校、公民館が 連携して事業を実施するように計画しております。

湯布院地域を選びましたのは、幼稚園、小学校、中学校、そして公民館が連携するのに、一番 しやすいんでないかということで行うようにいたしております。

- 〇議長(生野 征平君) 西郡均君。
- ○議員(12番 西郡 均君) それを聞いて安心しました。いまだに解放同盟、本部からいわせりゃえせみたいにいっていますけども、同和会があるところなんでこっちも気になります。ましてや、今度いのちの循環云々で野党の解放同盟の調整部長なんちゅうことで、これで部落差別を拡大再生産するような運動団体を講師に招くような、本当由布市の人権同和対策課ちゅうのは、何を考えているところなのかと疑うようなことなんで、非常に危惧していたんですけれども、ち

ょっと安心いたしました。

ついでに申します。その上の教育指導事業費のところに、学社連携体験活動プログラム開発事業負担金というのがあります。中身が問題じゃなくて、この書き方なんです。事業負担金というのが、点の下に書いてあるんです。これが、すべての予算書で非常に見にくいんです。ところが、そのすぐ下を見ると、大分っ子元気体力パワーアップ事業のところでは、数字の下には字がないんです。こういうのがやっぱり見いいんです。だから、事業負担金なんかがこの点の間にずっと出てくると、一体何だということになるんで、これは直接担当課は関係ないんで、ここに出てきたんで言いますけども、この次に見たときには声を大にしてまた言います。指摘だけにとどめます。

- 〇議長(生野 征平君) 次に、2番、廣末英德君。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) 51ページをお開きください。10款教育費4目文化財保護費、 指定文化財管理費補助金10万5,000円について御説明ください。
- 〇議長(生野 征平君) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(加藤 勝美君)** 社会教育課長です。お答えいたします。

文化財保護費10万5,000円の内容につきましては、国指定文化財大杵社のオオスギの環境整備にかかる補助金であります。

当該物件は、老齢木で枯れ枝も多く、折れた枝が他の枝に引っかかっているという現状も見受けられます。このような状況の中、地元自治区から樹勢保護、危険防止のため、枯れ枝の除去と薬剤による治療を行えとの要望書が出されましたので、必要経費の2分の1である10万5,000円を補助するため、今回補正をお願いするものであります。

今後も地元の方々と一体となって、貴重な文化財産であります国指定天然記念物大杵社のオオスギの保護に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

- 〇議長(生野 征平君) 廣末英德君。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) 課長、この大杵社、枝が落ちたときに、私すぐに見に行きました。枝といって1メートル50センチぐらいありました。私、年輪数えた。数え切れないから、途中でやめました。枝です。あれが落ちたときに、だれも見学者がいなかったから、非常にほっとした話です。地域の方から宮総代の方から、こうこうこういうわけと説明を受けているときに、タクシーに乗っているお客さんが何台も来ました。ということは、多分課長、間違いじゃないですね。国指定天然記念物、昭和9年8月9日に指定されております。昭和9年といいましたら、私生まれていないんです。何も受けなかったですね。

市長、大分県で最も大きな杉で、樹齢1,000年以上と、市長、それから教育長、副市長も

含めてですけど、この場所を御存じでしょうか。御存じで、一度でも見られたことがあるでしょうか。その点についてお尋ねします。田中葬儀社すぐ上がった、今何か別荘に住んでいる小林議員がいますけど、家のすぐそばでございます。石松地区の方の地区で、石松、ちょっと済いません。入れ歯が動いて。御宮を宮総代が守っているんです。小っちゃな神社です。行かれたことがあるかないかと。あと1回しかありませんので、その点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(生野 征平君) 市長。
- **〇市長(首藤 奉文君)** 何度も行ったこともあります。行きました。
- 〇議長(生野 征平君) 教育長。
- **〇教育長(清永 直孝君)** はい、行きました。その大きさに驚きました。
- 〇議長(生野 征平君) 副市長。
- 〇副市長(島津 義信君) 一度行ったことがございます。
- ○議員(2番 廣末 英徳君) 私は行ったことがないと思っていたものですから、頭の中に想定していたもんですから、ありがとうございます。御存じのとおり、町からすぐ、町に密着しているというんですか。幹が大体13.3メートルあると。そして、幹の中は、行ったときにわかるでしょうが、空洞になっています。あそこで、ある火災が起きました。それで、行ったらわかる。もし行ったことあるといったなら、あそこ消火器じゃなくてバケツに水を入れてますよね。神社もう傾いております。ぜひあそこの中に入って、重機が入りません。もしよければ、こういう文化財ですので、多少消毒するとかあれば、ちょっと重機が入るような小道を整備してほしいのと、消火栓とは言いません。消火器等を設置していただければという、住民の方々、宮総代の方々のお話を聞いております。

それで、私が思うには、先ほどオンセンミズゴマツボも話をしましたが、こういう文化財は、 湯布院にはまだ、教育長も御存じのように、(発言する者あり)後ろでいろいろいうもんがおる もんやから、キリシタン墓地とか、由布市内にたくさんの文化財があると思うんです。こういう 見直しをするとか、子どもたちにどうやって伝達するとか、学校教育というのはどう扱っている のか。私たちは地域を守り育てるというのは、一番大事なことは伝統文化を守っていくとか、こ ういう文化財を守るというのが大事なんですけども、ちょっと教育長、そういう学校教育の中に どういうふうに扱われているか、最後にお願いいたします。また、これ守ってほしいと思います ので、勉強を、子どもたちに教えてほしいというお願いで、一言お願いいたします。

- 〇議長(生野 征平君) 教育長。
- ○教育長(清永 直孝君) お答えします。おっしゃるとおりで、文化財をどうその価値を認め、 そして子どもたちに伝え、伝承させていくかということは、非常に大事な部分でして、その前に、 子どもたちの前に教職員に知らせるということも非常に大事だろうと思っているんです。挾間の

民俗資料館もそうですけど、社会見学等で3年生が行ったりはしていますが、いまいちちょっと 不足じゃないかなという認識を持っていますので、その辺は十分考えたいと思います。

○議長(生野 征平君) 以上で、議案第53号について質疑を終わります。

それでは、承認第1号から承認第3号までの承認3件並びに議案第47号から議案第53号までの議案7件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会での慎重審議をお願いいたします。

# 追加日程第1. 請願・陳情について

○議長(生野 征平君) お諮りします。定例会開会以後、陳情1件を受理しております。ついては、この陳情1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御 異議はありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(生野 征平君) 異議なしと認めます。よって、陳情1件については、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
- ○議長(生野 征平君) それでは、追加日程第1、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に陳情の朗読を求めます。議会事務局長。
- **〇事務局長(秋吉 孝治君)** それでは、お手元に配付しております陳情文書表によりまして、朗 読いたします。

なお、陳情者の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号5、受理年月日、平成24年6月13日、件名、由布市発注の公共工事に対する地元 建設関連企業への受注機会の拡大に係る陳情。

陳情者、住所、由布市庄内町東長宝425番地、氏名、由布市建設業組合長、山下久雄ほか 1名、以上でございます。

- ○議長(生野 征平君) ただいま議会事務局長が朗読いたしました。受理番号第5の陳情については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。委員会での慎重審議をお願いいたします。
- ○議長(生野 征平君) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は6月26日、午前10時から委員長報告、討論、採決を行います。 本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後2時47分散会